

第六章 第一三二期前半の市議会（昭和六二年度～六三年度）

— 昭和の終焉と消費税の導入 —

第一節 一年間の概観

地方自治法が制定されて四〇周年を迎えた昭和六二年四月、第一一回統一地方選挙が行われた。藤沢市議会議員選挙は、四月一九日に告示され、現職三七人、元一人、新人一〇人が届け出た。このうち女性候補は過去最高の八人が出馬し、全員が当選した。このため、議会上に占める女性議員の割合は全国でも最も高いものとなり、全国的な注目を集めることとなった。

今期の前半、自治体は消費税問題に翻弄された。廃案となった売上税にかわって、消費税が導入されたためである。法に従ってその履行を迫られる執行部に対して、国政レベルで野党となる藤沢市議会の与党は、その取り扱いに苦慮した。各党、各会派で消費税導入に対する対応が分かれた。理事者側は一般会計への転嫁は見送りながらも、納税義務のある特別会計については、消費税を転嫁しない場合、国税である消費税を市税で納めるという不自然な状況となるとして、四特別会計について消費税を転嫁する改正案を提出したが、審議の過程で議会の要望を入れて、実施時期を延期させる措置をとった。

ところで、六二年秋、腸の手術を受けられた昭和天皇は六三年九月一九日に突然に吐血し、翌六四年一月七

日、喉がんのため崩御された。ただちに皇太子明仁親王が皇位を継承し、政府は元号を「平成」と改めた。

昭和六二年・六三年もまた様々な事件が発生した。六二年年明け早々に日本で初のエイズ患者の死亡が確認された。ゴッホの代表作「ひまわり」がロンドンで競売にかけられ、日本の保険会社が五三億円で落札した。アメリカのマサチューセッツ工科大学の利根川教授はノーベル医学生理学賞を受賞した。本四架橋が完成し、青函トンネルと合わせて四島が鉄道でつながった。そして「リクルート疑惑」事件が発覚し、東京地検が捜査に着手した。連続幼児誘拐・殺人事件が発生した。

六二年の日本新語・流行語大賞は、「マルサ」（新語）と「懲りない〇〇」（流行語）が、六三年は「ベレストロイカ」（新語）と「今宵はここまで」（流行語）がそれぞれ受賞した。

消費税の導入とリクルート事件

売上税の導入を図った中曽根首相は、統一地方選挙では敗北した。道府議選では自民党は前回の獲得議席を一〇五も下回った。これより前の六二年年頭の記者会見で、中曽根首相は再統投のないことを明らかにしていた。

このため、同年一〇月の総裁選挙には安倍、竹下、宮沢の三氏が立候補した。これに対して中曽根首相は、話し合いによる調整に意欲を示し、候補者からの白紙一任をとりつけ、竹下登幹事長を次期総裁に指名し、退陣した。

六二年一月六日、竹下内閣が発足した。所信表明演説では、「ふるさと創生」を基調とすることを表明したが、内政の最重要課題である税制改革については「所得、消費、資産の間で均衡がとれた安定的な税体系の構築につとめる」として、新型間接税の導入に強い意欲を述べた。そして翌六三年一月の施政方針演説では、大型間接税に伴う懸念について、これらの解消に努力することを強調した。同年六月、自民党税制調査会は一般消費税

型（帳簿方式）の付加価値税である税率三%の消費税を六四年四月から導入することなどを内容とした税制抜本改革大綱を決めた。政府税調もまた自民党の考え方を評価する旨の答申を行った。これを受けて政府は税制改革要綱を決定した。竹下首相は税制関連法案の成立に自らの進退をかけて対処する姿勢を強調し、党内をまとめるとともに、公明・民社両党に協力を求めた。

消費税の導入を柱とする税制改革関連六法案は九月二二日、衆議院で趣旨説明と質疑に入った。そして、一月一六日、社共両党が欠席のまま自民党と一部無所属議員の賛成でこれを可決した。法案は一二月二四日に、参議院を通過し、成立した。

国会でのこうした消費税関連の審議を睨んで、藤沢市議会でもこの問題は度々取り上げられ、「大型間接税導入に反対する意見書」（六二年九月定例会）、「新型間接税の創設に反対する意見書」（六三年二月定例会）、「いかなる名称を問わず新大型間接税の導入に反対し国民本位の税制改革を求める意見書」（同）、「消費税導入に反対し不公平税制の是正を求める意見書」（六三年九月定例会）が議決された。

こうした「消費税」審議のなかで、「リクルート疑惑」問題が浮上した。六三年六月、川崎市の助役がリクルート関連株を公開前に取得、公開で売却益一億円を得ていたことが明らかになった。これが政界を揺るがせるリクルート事件の発端であった。九月には「リクルートコスモス社の社長室長が贈賄工作をした」と社民連の楯崎代議士が公表し、テレビが隠しどりのやりとりを放映した。リクルート社側はリクルートコスモス株の譲渡先の公表を拒んだが、次第にその譲渡先が明らかとなった。議院証言法が改正されて国会で江副リクルート前社長の証人喚問が行われ、未公開株の譲渡を受けたとされ、消費税問題で野党から責任を追求されていた宮沢大蔵大臣は一二月になって辞任した。藤沢市議会は六三年一二月定例会で「リクルート疑惑の徹底解明を求める意見

書」を議決した。

平成に入ってから二月の福岡での参議院の補欠選挙で自民党候補が大敗し、その後の知事選挙でも自民党に対する批判票が続出した。宮城県では自民党が候補者の擁立を見送り、社会党の推薦候補が当選したのである。そして四月に入ってから消費税がスタートすると、竹下首相もリクルート社から総額一億五千万円資金提供を受けていたことが明らかとなった。リクルート問題と消費税問題と重なって、自民党（四二パーセント）と野党（四四パーセント）の支持率は逆転し、竹下内閣の支持率は最低の七パーセントに転落した（元年四月二十九日・朝日新聞社調査）。平成元年四月二十五日、竹下首相は政治不信の責任をとって平成元年度の予算成立後に内閣総辞職を行うと表明した。

市議会の動向と消費税

昭和六十二年四月二十六日に行われた市議会議員選挙の党派別当選者は、社会党七人、自民党六人、公明党六人、民社党四人、共産党四人、諸派一人、無所属一六人であった。臨時会に先立ち、各党派の結成届けが出された。自由同志会議員団（一六人）、日本社会党藤沢市議会議員団（八人）、藤沢市議会公明党議員団（六人）、日本共産党藤沢市議会議員団（四人）、民社クラブ議員団（四人）、市政市民会議（四人）、藤沢市民党議員団（二人）の七会派であった。なお、第一三期の四年間に会派の異動はなかったが、任期途中の平成元年に高山年正議員が逝去され、翌二年二見友久議員が辞職した。

六二年五月に臨時会が開かれ、議長に山本捷雄議員（自由同志会）を、副議長に内田末吉議員（公明党）を選出した。また、監査委員については、関根宗四郎（自由同志会）、瀬川進（社会党）の両議員の選任に同意した。

ほか、各委員会の委員および正副委員長を決定した。なお、特別委員会については、これまでの三委員会のほか、慶応義塾大学の進出に伴い、新たに健康と文化の森特別委員会の設置を決めた。

今期第一三期の前半は、前期ほどの厳しい与野党の対立は見られなかった。六三年二月の市長選挙には、保守・中道勢力は候補者の擁立を見送り、葉山峻市長が五選された。人事問題などでは、前回のような轍を踏むことはなかった。けれども、市議会野党は「議会軽視」の視点から若干の問題を取り上げ、執行部を厳しく追求した。湘南台文化センターの建設費の増嵩問題や野外体験施設の建設問題である。前者の問題は、当初四〇億円としていたものが、二年後にさらに五億円弱の追加予算を計上したことに端を発した。「二年間に市民の意見だけを聞いて、議会の意見は一つも聞いていない」、「議会軽視ではないか」と追求した。また、後者の問題では、「(川上村までは)片道六時間もかかる、医療施設などが不便だ」、「施設の維持・運営に費用がかかる」と追求した。これに対して理事者側からは「市議会に対して事前に建設・運営など細部にわたる説明を怠った点は反省する」との陳謝がなされ、当初長野県川上村に予定した施設の建設を断念し、長野県南牧村に変更することになった。

都市提携をめぐるっては、マイアミビーチ市、昆明市についてカナダのウインザー市との提携については了承されたが、さらに市長が提携を希望したソ連のヤルタ市については、これを牽制した。「ヤルタ市との都市提携は、市民の合意が得られるまで待つべきではないか」、「両国の歴史的経過から反対せざるを得ない状態にある」と批判を浴びせた。

第一三期前半の二年間、最も質疑が集中したのが、慶応義塾大学関連の問題であった。各定例会ごとに各党派、各委員から様々な質疑が繰り返し行われた。用地買収状況、交通網の整備、新設学部規模・内容、付属中学校の新設、下水道等の周辺整備、市と大学との協定等、広範、多岐にわたった。それだけ市民の期待と関心の高

いことを示すものであった。

そして、理事者と市議会与党を悩ませたのが消費税の取り扱いであった。大型間接税の売上税には理事者も議会も反対の意思を表明した。葉山市長は六三年度の施政方針で、新型間接税の導入を骨子とする税制改革の動向への注意を喚び、新型間接税の創設に反対を表明した。議会もまた間接税反対の意見書を議決した。しかし六三年末に消費税導入の税制改革関連法案が成立すると、翌年四月一日からの実施のための関連する条例の改正案を提出せざるを得なくなり、平成元年二月定例会には、一般会計については消費税の転嫁を見送り、納税義務の生じる特別会計を中心に、消費税関連の七議案を提出した。県の内外を含め、自治体によっては転嫁を見送る、あるいは延期するとその取り扱いが揺れた。市長は消費税の市財政への影響について、歳入歳出合わせて約二三億円に上ることを明らかにし、また各会派の対応が異なることから、「議会の意向も伺いながら検討したい」と表明した。委員会ではこの議案について、公明、共産の両党は反対し、自由同志会、民社クラブ、社会党、市政市民会議、市民党の各会派は賛成した。そして、四月一日から実施を予定していた四特別会計中、病院診療費等は九月一日から、市場施設使用料および墓園管理料については一〇月一日からに延期することとなった。各政党、会派それぞれの、市政と国政をめぐる政策判断を迫ったものであった。

第一三期前半にはまた、各種の条例が制定・改廃された。大庭台墓園基金条例、個人情報保護条例、農業共済条例を廃止する条例、元号の改定に伴う関係条例の整理に関する条例、職員の勤務時間等に関する条例に規定する休日の特例に関する条例（大喪の礼）、昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例（大赦・復権令公布）、藤沢市の休日を含める条例（隔週土曜閉庁）、在宅ねたきり老人等介護手当条例、湘南台文化センター条例、都市景観条例、平和基金条例、母子医療費助成条例等である。

第二節 昭和六二年度

一 市議会議員選挙と会派構成の変動（四月二六日）

地方自治法が制定されて四〇周年を迎える第一一回統一地方選挙は、昭和六二年四月に行われた。戦後第一回目の藤沢市議会議員選挙は、四月一九日に告示され、議員定数四四人に対して、現職三七人、元一人、新人一人の計四八人が届け出た。党派別の内訳は、自由民主党七人、日本社会党七人、公明党六人、日本共産党五人、民社党四人、諸派一人、無所属一八人で、自民党は前回無所属だった五人が同党から公認を受けたため、前回五八年の二人から七人になった。今回はまた女性候補が過去最高の八人出馬し、県内で市議選の行われる一市のなかでは最も多い数となった。

市議選の告示に先立つ四月一二日には、統一地方選挙の前半戦として、知事、県議会議員選挙の投票が行われた。知事選挙では、現職の長洲一二知事が、二二八万一九六七票を獲得し、対立候補に圧勝し、四選を果たした。県議会議員の藤沢選挙区では、定数五に対して五党からそれぞれ一人と無所属三人の計八人が立候補し、現職四人と新旧交代による新人の出馬となった公明党候補が当選した。

四月二六日に投票が行われた市議会議員選挙の党派別当選者は、日本社会党七人、自由民主党六人、公明党六人、民社党四人、日本共産党四人、諸派一人、無所属一六人、新旧別では、現職三六人、元一人、新人七人となった。この結果、前回五八年の改選時に比較して、社会、公明、共産各党の当選者数には変化はなく、自由民主

表62-1 第11回市議会議員選挙の党派別得票状況（昭和62年4月26日執行）

党派	項目	得票数	得票率	立候補者数	当選者数
日本社会党		19,831 (21,889)	15.2 (16.3)	7 (8)	7 (7)
自由民主党		19,320 (7,957)	14.8 (5.9)	7 (3)	6 (3)
公明党		15,269 (15,359)	11.7 (11.4)	6 (6)	6 (6)
民社党		13,664 (6,492)	10.4 (4.8)	4 (2)	4 (2)
日本共産党		11,929 (10,931)	9.1 (8.1)	5 (5)	4 (4)
諸派		2,776 (—)	2.1 (—)	1 (—)	1 (—)
無所属		47,984 (71,551)	36.7 (53.3)	18 (28)	16 (22)
合計		130,774 (134,179)	100 (100)	48 (52)	44 (44)

* () 内は前回の結果。得票数の小数点以下は四捨五入

党は三人、民社党は二人増加した。また、無所属議員の大半は保守系で、革新系は四人であった（表1）。

今回の市議選での有権者数は二万七千四百三人で、前回五八年の改選時よりも二万一千九百人増えたが、一方、投票率は五七・〇七パーセント（男五四・七〇パーセント、女五九・四五パーセント）で、前回の六四・一八パーセントに比べ、七・一一パーセントも低下する市議選史上最低の投票率となった。このためか、最高当選者の得票数は前回とほぼ同じ四七六九票で、四〇〇〇票台は二人、三〇〇〇票台が九人、残りの当選者はすべて二〇〇〇票台と、ほぼ前回並みの数字となった。

改選後の議会構成を決める臨時会の開催に先立ち、自由同志会議員団（一六人）、日本社会党藤沢市会議員団（八人）、藤沢市議会公明党議員団（六人）、日本共産党藤沢市議会議員団（四人）、民社クラブ議員団（四人）、市政市民会議（四人）、藤沢市民党議員団（二人）の七会派が届け出た。諸派で当選した藤村久子議員は市政市民会議に、無所属で当選した高山年正、矢島豊海の両議員が藤沢市市民党議員団に、関根久男、西条節子、柳谷亮子の三議員は市政市民会議に、木村栄子議員は社会党に、その他の無所属議員は自由同志会議員団に所属した。



改選後の5月臨時会で役員を選出（本会議であいさつする山本捷雄新議長）

二 昭和六二年五月臨時会（五月二二日）

市議会改選後初の議員全員協議会が、五月一日に開催された。臨時会の日程、議員控室の部屋割り、議席指定等についての協議が行われ、ひきつづき各派交渉会で、正副議長、委員会正副委員長等の役割配分などについての交渉が進められた。そして、五月二二日に一日間の会期で五月臨時会が開催された。

まず、地方自治法第一〇七条の規定に基づき、杉山幸春議員（自由同志会）が臨時議長となり、開会を宣し、仮議席を指定した。次いで、葉山峻市長が恒例の議員各位に対するお祝いのあいさつを行った。杉山臨時議長は次に、議長選挙の方法を諮り、指名推選と決定したのをうけて、山本捷雄議員（自由同志会）を指名し当選が決定した。そして、本人に対して会議規則第三四条第二項による告知を行った。

山本新議長は就任あいさつのち、副議長の選挙方法について諮り、これも指名推選に決定した。そこで、内田末吉議員（公明党）を指名し、会議規則に基づく告知を行った。

内田副議長の就任あいさつのち、議長は、議席の指定を行い、常任委員の選任について、総務、民生、建設、文教の各常任委員につい

表62-2 各委員会正副委員長一覧

（昭和62年5月選出）

委 員 会 名	委 員 長 (会 派)	副委員長 (会 派)
総務常任委員会	吉田 信行 (自由同志会)	五十嵐紀子 (日本社会党)
民生常任委員会	岸本 英夫 (公明党)	桑原 正一 (日本共産党)
建設常任委員会	藤谷 昌男 (日本共産党)	杉山 幸春 (自由同志会)
文教常任委員会	関根 久男 (市政市民会議)	滝沢 茂男 (自由同志会)
地域開発整備特別委員会	井上 好明 (自由同志会)	柳谷 亮子 (市政市民会議)
災害・公害対策特別委員会	鈴木 明夫 (民社クラブ)	中山 五福 (日本社会党)
交通問題特別委員会	日原 通晴 (日本社会党)	清水 勝人 (公明党)
健康と文化の森特別委員会	高山 年正 (市民党)	長田 良彦 (自由同志会)
議会運営委員会	山口 敏夫 (日本社会党)	二見 友久 (自由同志会)
議会報編集委員会	宮治 政弘 (自由同志会)	宮地 淳子 (日本共産党)
議会史編さん委員会	黒江 貞子 (日本社会党)	落合 四郎 (自由同志会)

て指名し、これを決定した。ひきつづき、議会運営委員および議会報編集委員を選任し、指名した。そして特別委員会については、今回新たに健康と文化の森特別委員会の設置を決め、地域開発整備、災害・公害対策、交通問題の各特別委員会と合わせて四つの特別委員会が設置されることとなり、常任、特別各委員会の正副委員長には表2の各委員が選ばれた。また、議会選出の監査委員については、関根宗四郎（自由同志会）、瀬川進（社会党）両議員の選任に同意し、臨時会は閉会となった。

三 昭和六二年六月定例会（六月八日～六月二六日）

六月定例会は、六月八日から六月二六日までの一九日間にわたり開催された。理事者からは、（仮称）湘南台文化センター建設建築工事請負契約、明治小学校屋内運動場改築工事請負契約など九件の工事請負契約の締結、六二年度一般会計補正予算、損害評価会委員の選任等一八議案が提案され、審議の結果、全議案が可決・同意・承認された。また「国家秘密法に反対する意見書」ほか三件の意見書が可決された。

議員の表彰関係では、井上正一郎議員（自由同志会）が副議長二年以上在職として、神奈川県市議会議長会から、平川正雄前議員が議員在職一五年以上該当として関東市議会議長会からそれぞれ表彰された。

定例会初日の六月八日には議案の説明のほか、情報公開条例の運用状況や開発経営公社、社会福祉事業協会、生きがい福祉事業団、まちづくり協会等市が出資する外郭団体の「経営状況」が報告され、定例会二日目の六月一〇日には、議案、報告に対する質疑が行われ、一部の議案について各所管の委員会へ審査を付託したほか、原案のとおり可決した。

また、定例会最終日の六月二六日には議員全員協議会が開催され、理事者から農業共済事業組織の整備（広域処理）について次のような説明が行われた。

昭和三四年に藤沢市農業共済組合より共済事業の委譲を受けて、市が運営を行ってきたが、生産構造の変化、都市化の進展により共済資源が減少し、事業の効率的運営が困難となってきた。一方、運営経費が増加し、一般会計からの繰入金が増えてきている。そこで、この事業の推進のためには、広域処理による事業基盤の強化、運営の効率化を図ることなどが必要であると考え。このため、組織構成と整備形態については、藤沢市、

茅ヶ崎市、鎌倉市、寒川町の三市一町とし、農業共済の組織整備のための湘南地区協議会、湘南広域都市行政協議会の双方と協議し、地方自治法に基づいた一部事務組合方式と決定した。そして、三市一町、神奈川県および神奈川県農業共済組合連合会の職員で構成する設立準備委員会を主体とし、昭和六二年八月に一部事務組合設立予備契約の締結を行い、六三年四月一日発足に向けて取り組んでいきたい。

一般質問

六月定例会の一般質問は、六月一九日、二二日、二三日、二六日の四日間にわたって行われた。改選直後の議会であり、各会派から一人が質問に立った。矢島豊海（市民党）、鈴木恒夫（自由同志会）、五十嵐紀子（社会党）、宮治政弘（自由同志会）、桑原正一（共産党）、増井秀夫（公明党）、藤谷昌男（共産党）、清水勝人（公明党）、宮地淳子（共産党）、藤村久子、柳谷亮子（以上、市政市民会議）の各議員である。質疑も広範囲に及んだが、都市親善、ごみ問題、社会教育などについて、市の考えを質した。

都市親善の問題では、「基本的に賛成ではあるが、具体的な都市提携となると、諸国の受けとめ方もさまざまであり一概に判断できない部分もあるので、都市提携のありかたについて市長の基本的な考えを聞きたい。また、ヤルタ市との市民交流の内容、今後の進め方も伺いたい」との質問が出された。これに対して葉山峻市長は、現在、国際交流が転機を迎えており、地域のニーズと総意に基づいた新しい展開が期待されること、また、自治体の国際交流の意義については、「世界に開かれた地域社会づくりを推進し、地域の活性化を図っていくことに位置づけられる」としたうえで、ヤルタ市についてはヤルタ市から市民観光団をはじめ、現、前市長、議会が来藤していること、写真、児童画展の開催などで交流を重ねており、今後については、市民間の交流

を重ね、互いの友好と信頼を育てていきたい、と答弁した。

ごみ問題では、最終処分場の見直し、リサイクルセンターの設置、普通ごみの週三回収集問題などが取り上げられた。志村達之輔清掃部長は処分場の見直しについて、葛原最終処分場はあと六年程度と見込んでいること。

六三、六四年度に建設を予定している葛原第二処分場を含めると、今後約一〇年ないし一二年間の埋立地を確保できることになる、とその見通しを明らかにするとともに、その後の用地の確保については環境保全などから厳しい状況にあり、県などがつくる広域的な処分地を主体に検討していかざるを得ないと説明した。リサイクルセンターの設立については、総合計画のなかで検討中ではあるが、修理して製品として売ることでは採算をとることは、難しいと思われるので、福祉事業と絡み合わせ、高齢者の技術を生かす形の再生作業を主体として研究を進めていきたいと答えた。また、ごみの週三回収集については、今後の課題とするにとどまった。

社会教育関連では、博物館の建設計画、市民ギャラリーのPR不足、総合市民図書館の利用状況等が質された。博物館の立地について神部昭三教育長は、博物館基本構想委員会の報告で、用地については博物館のみの単一施設だけでなく、交通の利便性や他の施設との関連がもてる条件のところが適当との意見があり、現在、設置場所については、人の集まりやすい都心ゾーンに確保するよう検討中であると答弁した。市民ギャラリーと図書館の問題については、塩川十善社会教育部長が説明に立ち、ギャラリーについては、「広報ふじさわ」のほか毎日新聞等へも情報を提供して周知を図っており、今後はチラシを作成するなどしてPRの強化に努めていくとし、図書館の利用状況については、昨年一〇月に開館以来、これまでの利用者は一日平均一三〇〇人余、貸出件数は四八〇〇件を超えており、利用者の約五五パーセントが一般成人、中・高校生が約一七パーセント、小学生以下が約二八パーセントであると報告した。

一般質問ではこのほかに、慶応義塾大学建設予定地の埋蔵文化財調査および同大学用地の確保について地権者との話し合いの状況、東海道線の混雑緩和についてのJ Rへの働き掛け、ケアフレンド事業開始後の状況、夏を控えた湘南海岸周辺での違法駐車対策や暴走族対策等の問題が質された。このうち、前年度に発足した庁内の暴走族対策連絡会議の活動状況について葉山市長は、六一年一月に国道一三四号線を中心に実態調査を行い、その結果をもとに、警察に対して青少年の街頭指導の徹底と毎週土曜日の深夜から翌朝にかけて行われている暴走族の取り締まりの範囲の拡大を要請していること。また、本年六月には、深夜営業している外食産業店に対して深夜営業の自粛を要請している、とこれまでの取り組みを説明した。

各委員会での審査

一般質問に先立ち各常任委員会が開催された。総務常任委員会は六月一六日に開催され、議案一件、陳情一三件を審査した。その結果、議案は可決すべきものと決定し、陳情一三件のうち五件が趣旨了承、二件が趣旨不了承、残り六件が結論保留と決定した。

趣旨了承となったのが国家秘密法案に反対する陳情（三件）、国家秘密（防衛秘密）にかかわるスパイ行為等の防止に関する法律案の国会上程に反対する陳情、国家秘密法案制定に反対し、情報公開を促進するための意見書に関する陳情の計五件、趣旨不了承がスパイ防止法制定促進に関する陳情（二件）である。審査に際して市側は次のような説明を行った。

この法律案は、昭和六〇年六月の第一〇二通常国会に議員提案され、同年一〇月の第一〇三臨時国会で審議未了のまま廃案となったものである。その後、六一年に原案を一部修正したものが自民党内より発表されたが、現

内閣では制定する考えはない模様である。なお、県内の各自治体の状況は、これまでのところ八市町が反対決議を、また六市町村が促進の決議等を行っている。

質疑では、修正案に対しても防衛秘密の範囲が不明確であり、報道の自由を阻害するため反対との声があるが、原案との相違点はなにか、との質問が出された。これについては、日本弁護士連合会の見解によれば、原案も修正案も秘密の範囲などが不明確であり、実質的な変更はないとされている、との説明がなされた。そして討論では、社会党、公明党、共産党それに市政市民会議所属の各委員が法案制定反対の五つの陳情について趣旨了承を、制定促進の陳情については趣旨不了承を表明した。これに対して、自由同志会および民社クラブ所属の各委員は、促進、反対の両陳情ともすべて結論保留としたいと表明した。

採決の結果、挙手多数により、促進の陳情は趣旨了承、反対の陳情は趣旨了承と決定した。これに伴い提出する意見書の文案については、正・副委員長に一任と決定した。

結論保留となった六件は、すべて湘南ライフタウンの市境問題に関するものであった。審査に先立ち、これまでの経過について、市側から説明された。そのなかで、本年一月に行政協力研究会のなかに市境問題検討専門部会が設置され、市境線として考えられる三案の検討に着手した。三案とは、①現在の両市の市境を基本にして微調整をして新しい市境とする案、②予定線で市境を定める案、③県道藤沢寒川線で市境を定める案で、その三案の問題点の洗い出しとその確認を行っているが、いずれの案も問題点が山積みしており、しばらく時間をいたしたい、との説明が行われた。そして質疑ではこうした三案に対する市側の考え方が質されたが、鋭意検討中のため、具体的な論議には至らず、採決の結果、全員異議なく六件すべてを結論保留と決定した。

建設常任委員会は六月一日および一二日に開催され、議案三件、陳情一〇件を審査した。この陳情一〇件の

うち六件が、ワンルームマンション建設にかかわるものであった。

審査の結果、議案は可決すべきもの、陳情九件が結論保留、一件が取り下げ承認と決定した。この陳情の審査に先立ち、六月一日から施行されたワンルーム形式建築物指導基準について理事者側から説明が行われた。これは、ワンルームマンションの計画、管理などについての必要な指導基準を定め、建築主らにその協力を要請し、良好な近隣関係と健全な生活環境の保全を図ることを目的としたもので、今後はこの指導基準で対応していくことが表明された。なお、この基準では一住戸の床面積が二五平方メートル以下で八戸以上の住宅で構成される部分を有する建築物であると定義していた。

民主常任委員会は六月一二日に開催され、請願二件、陳情二件を審査した。その結果、請願二件は採択すべきもの、陳情二件は結論保留と決定した。

採択された請願は「国民の食料を守り、農業再建に関する意見書」採択についての請願と農作物輸入自由化阻止と国内農業確立に関する請願である。この二つの請願は、神奈川県労働会議と藤沢市農業協同組合から出されたもので、米をはじめとする農産物輸入自由化や食料管理制度の改正に反対し、安全で安定した食料の供給、食料・農業政策の確立、減反政策の見直し、総合的土地政策の確立などの項目を中心とした内容の意見書を関係機関に提出してほしいというものであった。委員の意見は、採択と継続審査に分かれた。前者は米の輸入自由化や食糧制度の改正が現段階で強行されると、農業全体の破壊につながる。国の諸政策により国際的に対応できる農業が確立されるまで国に向けて要請していくべきであり、この請願二件は採択したいと主張した。後者は、更に検討したいので継続審査としたいと主張した。そして挙手による採決の結果、採択すべきものと決定した。また、結論保留となった陳情のうち、一件は藤沢南口駅前交通規制緩和についての陳情であった。これは、藤沢駅

構内タクシー労組連絡協議会から出されたもので、南口の西武デパートと三菱銀行の間の道路は、駅方向からはバス以外の自動車は進入禁止となっているが、渋滞の緩和と利用者の利便性を考え、タクシーの進入ができるように規制を緩和してほしいという趣旨であった。理事者側はこの問題について、当該道路は歩行者が非常に多く、昭和四〇年代後半から規制されていること。警察も歩行者、道路幅員の状況から規制を継続せざるを得ないとの見解であると説明し、結論保留と決定した。

文教常任委員会は六月一五日に開催され、陳情二件を審査した。その結果、陳情二件は結論保留と決定した。また、「その他」として野外体験施設建設などについての報告を受けた。

陳情のうち一件は、大庭、小糸両小学校区にある遊休地、保留地の一部を学童クラブの用地として使用できるようにしてほしいという学童保育クラブ施設用地に関する陳情であった。これに対して教育委員会側は、子どもホームの運営は地区青少年育成団体である子どもホーム運営委員会が行っており、市はこれに助成する方式をとっていること。施設などについては、従来どおり公的施設、市有地の貸与は基本的に考えていないこと。保留地の一時使用についても、それぞれ事業用地になっており貸与することはできないが、施設の確保などについては側面から援助したいと説明した。また質疑のなかでも、今後の方向については、現在庁内の関係部局で検討を進めており、その結果を待つてさらに対応を考えていきたいと答弁し、結論保留と決定した。

定例会第三日の六月一九日にはこうした各所管の委員会から議案審査の報告が行われた。このうち、民生常任委員会で採択すべきものと決定した農産物輸入自由化反対等の二つの請願について、民社クラブは本会議の討論で、結論を保留すると表明した。この結果、起立多数で、委員会報告のとおり採択することに決定した。

定例会最終日の六月二六日、損害評価会委員の選任および農業委員会委員の推薦の議案が上程され、損害評価

会委員として遠藤重雄氏の選任に同意することを決定した。また、農業委員会委員の推薦については議長指名となり、関根久男、吉田信行、村上悌介、宮治政弘、井上正一郎の議員を推薦することに決定した。

ひきつづき四件の意見書が上程された。「市街化区域内農地の長期営農継続農地制度並びに農地等の相続税納税猶予制度の堅持等に関する意見書」は異議なく原案のとおり可決、「国家秘密法案に反対する意見書」は、討論、採決の結果、起立多数で原案のとおり可決、「農業の再建を求め農産物の輸入自由化に反対する意見書」は、採決の結果、起立多数で可決、「公共事業の促進に関する意見書」は、異議なく原案のとおり可決され、定例会は閉会となった。

四 昭和六二年九月定例会（九月七日～九月二五日）

九月定例会に先立つ八月二八日に、議員全員協議会が開催された。マイアミビーチ市、昆明市に次ぎ、カナダ国オンタリオ州ウィンザー市と都市提携を結ぶことについて、葉山峻市長から説明がなされ、それに対する質疑が行われた。

葉山市長は昭和五九年四月以降のウィンザー市との交流の経過について説明するとともに、昨年九月にウィンザー市より姉妹都市提携の申込があったので、都市親善委員会において討議を重ねた結果、都市提携の締結が了承されたこと。ウィンザー市との都市提携の締結は、これまでの相互交流を大きく発展させ、両市民の友情と理解をさらに深めるとともに、両国の平和と共存共栄に寄与する有意義なものであると考えていること。そして、締結については、ウィンザー市の希望を勸案して、本年一月までに行いたい意向を表明した。

議員からは、こうした説明に対して、なぜウィンザー市を選択したのか、アジアの一員として東南アジア方面



カナダ国ウィンザー市と都市提携を締結

にも目を向けた国際交流が必要ではないか、今後何カ国ぐらいの都市と提携していく考えなのかなどの質問が出された。これにたいして、ウィンザー市は気候、文化ともに藤沢市とよく似た美しい町で、親日家の市民も多く、市長や市議会も姉妹都市提携を強く望んでいること。アジアについてはタイやオーストラリア、ニュージーランドなどからも話が来ているが、この問題については十分熟慮していきたいとし、また今後の提携については、本市が日本の代表的な観光都市であることからすると、五市ぐらいはいいのではないかと考えていることを明らかにした。

九月定例会は、九月七日から九月二五日までの一九日間にわたり開催された。市長からは、個人情報保護条例の制定、都市提携の締結、(仮称)湘南台文化センタープラネタリウム投映システム設備工事の工事請負契約の締結、藤沢、稲荷、大庭および石川の各一部に、本藤沢一丁目から七丁目と稲荷一丁目および善行団地の町名を設定する町区域の設定等の二三議案ならびに四特別会計決算の認定が提案された。そして、審議の結果、全議案が可決・認定された。また、議員提案による「固定資産の評価替えに関する意見書」ほか三件の意見書が可決された。このうち人事案件では、教育委員の任命について、諏訪松男氏の任命に同意し、公平委員会委員の選任については、内田正文氏の再任と武内大佳氏の選任に同意した。

個人情報保護条例の制定と都市提携

定例会初日に個人情報保護条例案が提案された。この議案は、六一年七月から六二年二月にかけて個人情報保護制度研究委員会で審議、検討された同研究会の提言をもとに策定したもので、膨れる個人情報情報を適正に収集、管理し、あわせて自己の情報を自己で開示請求等ができる権利を保障し、公正で民主的かつ信頼される市政の推進と基本的人権の擁護を図ることを目的としたものである。

金井輝自治文化部長が、こうした七章三四条および付則からなる同条例案の目的をはじめ、逐条の概要や提案に至る経過を説明した。

同議案の審査が付託された総務常任委員会では、委員から「委託業者の債務不履行や民間事業者が是正または中止の指導勧告に従わない場合、具体的にどういう対応をするのか」、「条例の規定どおりの開示請求手続による」と、他の行政機関からの急ぎの開示請求等に支障を来すおそれはないか」等の質疑が出された。これに対して理事者側は「委託業者については、委託契約書の中に制限条項を設け、さらに従わない場合は指名停止などを行う。また、民間事業者については、本来、国レベルでの法制定が必要であり、財産権・営業権などの絡みもあるため、是正または勧告に従わない場合は、事業者名などの公表にとどめる」、「日常的で正当な開示請求であれば、運営審議会に諮り、事前認知の形をとりながら、手引書等により相手に迷惑がかからないような方法で対処したい」との答弁があり、採決の結果、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定した。そして定例会第三日の九月二一日に本会議で可決された。

八月二八日の議員全員協議会で理事者が説明したウィンザー市との都市提携問題も、正式な議案として提案さ

れた。本会議での質疑は次のようにきわめて簡潔なもので、委員会付託を省略して、原案のとおり可決した。

・二番（滝沢茂男君） 今回のカナダ国ウィンザー市との都市提携にあたりましては、国際儀礼に基づいて国旗を掲揚してお迎えするというふうにお話を伺っておりますけれども、どのようなお考えをそのことについてお持ちか。

・番外（市長 葉山峻君） そのとおりいたします。

・二番（滝沢茂男君） これまでも、都市提携事業をずっとやってまいっております、これまでの場合は、どうもその辺に欠けたような点があったような気もいたすわけですけれども、そういうことを振り返って、どうお考えか、もう一度お伺いいたします。

・番外（市長 葉山峻君） これまでも、おおむねそういう形でやってきたと思います。

一般質問

九月定例会会中の一般質問は、九月二一日、二二日、二四日、二五日の四日間にわたって行われた。質問には、長田良彦（自由同志会）、宮地淳子（共産党）、長谷川忠勤（民社クラブ）、加藤章二（公明党）、鈴木恒夫（自由同志会）、今村信也（共産党）、栗原義夫（自由同志会）、木村栄子（社会党）、矢島豊海（市民党）、藤村久子（市政市民会議）、西尾まつ枝（社会党）、西条節子（市政市民会議）、村上悌介（公明党）、二見友久（自由同志会）の各議員が立ち、都市整備、清掃、福祉、教育等について、市の考え方を質した。また、このなかで、葉山市長は二見議員の質問に答え、来年早々に予定されている市長選挙について、五選出馬の意向であることを示唆した。

都市整備に関連しては多くの質問が出された。藤沢駅周辺の都市整備事業をはじめ、新交通システム、江の島の地区計画、北部の下水道整備、公営の駐車場および駐輪場の整備計画、あるいは健康と文化の森の基幹施設の整備構想、街路樹の整備の基本的な考え方、等である。

このうち、新交通システムの問題については、「構想中のガイドウェイバス・システムとはどういうものか、その導入計画、具体的な計画ルート、着工目標は」等の質問が出された。これに対して葉山市長は、昭和四八年以降の検討の経過を説明し、辻堂駅から湘南ライフトアウン、慶応義塾大学の進出が予定されている健康と文化の森地域を経て、湘南台駅に至る延長約一〇キロメートルを検討していること、着工については昭和六五年以降を考えており、当初は辻堂駅から湘南ライフトアウン入口までの二・三キロメートルの建設を構想していることを明らかにした。江の島の地区計画については、島内各種団体の代表者からなる江の島地区整備計画検討会議を中心に検討を進め、島ぐるみ野外博物館構想を目標に、具体的方策として、①魅力ある施設や場所を巡る楽しく歩きやすい道づくりをすすめる、②江の島植物園をはじめとした市・県などの公有地の活用による島ぐるみ野外博物館の中核となる施設を整備、③江の島らしい景観形成を図るための土地利用規制や斜面緑地の保全などのルールづくりを検討していると、その進捗状況を報告した。また、街路樹の整備の基本的考え方については、高木、亜高木、低木とをミックスした形で整備することが必要と考えていること、その種類については本市の気候、環境に合ったものを選んでいきたいと述べ、また、今後は電線の地下埋設化もさらに進めたいとの意向を示した。

清掃問題では、ごみの早朝収集や減量化、産業廃棄物処理の現状等が質された。志村達之輔清掃部長は、市民集会での関心も高く、週三回収集への要望も強いことを認めながら、集積所の管理担当者の意見も聞く必要があること、早期収集については職員のパフォーマンスなどへの配慮が必要で若干難しい点があること、減量化につ

いては職員のプロジェクトチームが検討中であり、また産業廃棄物の処理については県が指導を行っており、詳細については明確な数字をつかんではいないと説明した。

福祉の問題では、障害者福祉、福祉業務団体への補助金の見直し、給食サービス、施設の安全確保等の問題が質された。このうち老人への給食サービスでは、その充実を図るため学校給食施設の利用が提起された。これについて井上準之助民生担当理事は、食事をつくることは引き受けても、配送手段をどうするかが一番のネックになっており、現在検討中であると説明した。また福祉施設の安全確保については、本年六月に東京都東村山市の特別養護老人ホームの火災で、一七人の老人が焼死したことを教訓にして、市内の福祉施設などで火災が発生した場合、消防署への非常通報装置の設置およびこれと連動する警報装置（サイレン）を設置するための補正予算案が提出されたことに関連して、市の施設、市の措置権の及ぶ施設以外にも、その対象をひろげるべきではないか、との質問が出された。これに対して井上理事は、今後については、よく実態に沿うような方向で努力させていきたいと答弁した。

教育関係では、中学生の進路指導、アスベスト（石綿）対策、野外体験施設、留守家庭児童対策、教育委員の女性参加等の問題が質された。このうち、発がん性物資のアスベストが市内の小・中学校の校舎に使われている問題に関連して、その封じ込め作業後の管理や今後の対応について、布施光明教育委員会事務局理事は、アスベストの使用状況について、延べ面積で四〇〇五平方メートルであること、校舎の天井材として主に使われていることを明らかにするとともに、それについては薬剤で塗布し固めた上に、石こう板などを用いて二重に覆った安全対策を施し、以後は天井の維持補修を行うなかで適宜管理を実施していきたいと説明した。

常任委員会

一般質問に先立ち各常任委員会が開催され、付託された議案が審査された。

建設常任委員会は、九月一日と二日の両日にわたって開催され、議案五件、認定二件、陳情一六件を審査した。その結果、議案は可決すべきもの、決算は認定すべきもの、陳情九件が結論保留、四件が趣旨了承、三件が取り下げ承認と決定した。

今定例会もまたマンションやビル等高層建築関連の陳情が多数を占めた。陳情一六件のうち一三件がそれであり、依然として建設にかかわる「紛争」の多いことを示していた。なかでも「ホテル藤沢」（仮称）の建設に反対を求める陳情は、これはラブホテルではないか、と鶴沼海岸一丁目付近の住民が完成後の使われ方に不安を抱いて提出したものであった。この建設計画について市側は、土地建物指導委員会での審議の結果、法的には適合しており、関係法令からみても、一般ホテルと考えられると説明した。審査では、ラブホテルではないとの判断は県がしたものなのか、専門家がみてどのように判断されるか等の質疑がたされ、警察当局との打ち合わせによる回答であること、平面計画からはラブホテルとすることは難しいこと、ただし使われ方は、完成後の諸施設の設置状況等により異なるとの説明がなされた。これを踏まえて委員会は、この陳情を結論保留と決定した。

文教常任委員会は、閉会中の七月二三日と九月定例会中の九月一四日に開催された。七月二三日の委員会は、長野県南佐久郡川上村に建設を予定している野外体験施設建設予定地の視察を行った。

九月一四日に開催された委員会では、請願一件、陳情六件を審査した。その結果、請願は採択すべきもの、陳情は六件のうち二件が趣旨了承、三件が結論保留と決定。一件は取り下げを承認した。また「その他」として、

江の島の緑と景観の保護についての請願のその後の経過についてなどについて、教育委員会の報告を受けた。

採択すべきものと決したのは義務教育費国庫負担制度を堅持し、教育の機会均等と水準の維持向上を求める請願である。これは湘南教職員組合から出されたもので、表題のごとく維持向上を図るよう、関係大臣に意見書を提出してほしいというものである。同様の趣旨の義務教育諸学校の学校事務職員・栄養職員給与費の国庫負担制度からの除外反対の意見書提出に関する陳情も出された。これについて教育委員会は、昭和六二年度に退職共済年金など共済の長期給付費の一部が地方負担とされている。大蔵省はさらに六三年度予算編成にあたり、公立小・中学校等の事務職員、栄養職員の人件費を国庫補助の対象外にしようかと検討をすすめている。今後、合理化が一層推進されると、本市にとって財政への圧迫がさらに大きくなり、好ましくないと考える、との見解を示した。委員の間では、「関係各省の間に多少の意見の食い違いがあり、国としてもはっきりした態度を示していないことから、請願は継続審査、陳情は結論保留としたい」、「義務教育無償の原則に則り、国が教育費を減額することに対して強く反対し、請願は採択すべきもの、陳情は趣旨了承としたい」との意見が出された。採決の結果、請願は採択すべきもの、陳情は趣旨了承と決定した。委員会ではまた、藤沢市私立幼稚園振興についての陳情が趣旨了承と決定した。

総務常任委員会は九月一六日に開催され、議案四件、陳情七件を審査し、議案は可決すべきもの、陳情は一件が趣旨了承、六件が結論保留と決定した。趣旨了承となったのはいかなる名称、形式を問わず大型間接税導入反対、マル優廃止反対の意見書の提出を求める陳情である。これは湘南民主商工会、神奈川土建一般労働組合湘南支部、湘南建設組合の各代表者から提出されたもので、第一〇八通常国会で審議未了、廃案となったマル優廃止および大型間接税導入法案が再度審議され、または審議されようとしているため反対の意見書を提出してほしい

というものである。委員の意見は趣旨了承（社会党、公明党、共産党、市政市民会議）、結論保留（民社クラブ）、趣旨不了承（自由同志会）に三分されたが、採決の結果、挙手多数で趣旨了承と決定した。

総務常任委員会はまだ、結論保留となっている湘南ライフタウンの編入問題関係の陳情を審査した。市側からは、先の委員会で提示した市境に関する三案についての検討をすすめているが、問題が多く解決には至っていないこと、八月には再度、東京の多摩ニュータウン建設に伴う八王子市と多摩市との境界問題を視察したことなどが報告された。質疑では、この問題はすでに藤沢、茅ヶ崎の両市長間による政治判断の段階ではないか、との質問も出された。これに対して理事者側は、両市長の話し合いの前提として、事務レベルで協議を行っており、両市の意識の差は徐々に詰まっていると考えるので、さらに行政協力研究会で検討を重ねていきたいと答弁した。これを受けて委員会は全員異議なく結論保留と決定した。

民生常任委員会は九月一日に開催され、議案二件、決算の認定二件、陳情二件を審査した。その結果、議案二件は可決すべきもの、決算二件も認定すべきものと決定した。陳情は、六月定例会で結論保留となっていた藤沢南口駅前交通規制緩和についての陳情および北部焼却施設改善整備事業焼却施設建設についての陳情は、いずれも取り下げ承認と決定した。

特別委員会では、災害・公害対策特別委員会が、閉会中の八月二日と九月一日に開催された。八月二日の委員会では、当日藤沢市沿岸一帯で行われた津波対策訓練を視察した。また九月一日の防災の日の委員会では、辻堂海浜公園で行われた発災対応訓練を視察した。

定例会第三日の九月二日には、各委員会からそれぞれの審査報告が行われ、原案のとおり可決・認定された。また、定例会最終日の九月二五日には、既述の人事案件が提出され、任命、選任、推薦について同意したほ

か、「固定資産の評価替えに関する意見書」、「大型間接税導入に反対する意見書」、「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」、「民主主義を破壊するすべての暴力行為根絶に関する意見書」を可決し閉会した。

五 昭和六十二年一二月定例会（一月二六日～一月二三日）

一二月定例会は、一月二六日から一月二三日までの二八日間にわたり開催された。第一日の一月二六日の本会議に、昭和六一年度一般会計歳入歳出決算のほか、一〇特別会計決算の認定が上程され、葉山峻市長が主要な施策の成果ならびに予算の執行状況について概要を説明した。これらの議案は定例会二日目の一月三〇日に質疑が行われたのち、定数一三人で構成する六一年度決算特別委員会（委員長黒江貞子・社会党、副委員長田良彦・自由同志会）を設置し、これに審査を付託することを決定した。

定例会第三日の一月七日には、市税条例の一部改正、市営住宅条例の一部改正、六二年度一般会計補正予算、専決処分承認等の議案の提案説明が行われ、第四日の九日には一般会計および病院会計補正予算について各所管の委員会への審査の付託を決めたのを除き、すべて原案のとおり可決した。

人事案件では、定例会五日目に、選挙管理委員会委員、同補充員の選挙が、指名推選で行われ、委員に柴田初子、山本幸男、小泉昇平、加藤秀雄、同補充員に浅野明夫、鈴木操、佐々木力男、井上義太郎の各氏が当選決定した。また定例会最終日の一月二三日には、情報公開条例に基づく情報公開審査会委員の委嘱について、市長の依頼どおり、清水英夫、小関寿一郎、保住昭一、長谷川昇、亀田帛子の五名を決定した。

決算特別委員会

決算特別委員会は二月一日から四日間にわたり審査を行った。六一年度の決算額は、一般会計では歳入総額八一二億七二五三万円、歳出総額七六八億九三三六万円、一〇特別会計決算では、歳入総額三三八億一九四〇万円、歳出総額三一二億一一五万円で、人件費、総務費、環境保全費等の順で審査を進めた。

人件費関係では、「本市における退職手当での引き下げ状況と今後の方針はどうか」、「職員一人あたりの人口は二三〇・一人となっているが、市民サービスとの関連で職員定数は適正か」との質疑が出された。これに対して「本市は、昭和五八年から昭和六二年にかけて第一次是正を実施し、現在、最高支給月数は七八カ月となっている。今後については国家公務員の支給率を考慮しながら第二次是正に向けて取り組んでいきたい」、「職員定数については、事務の効率性と市民サービスを考えながら定数管理を行っているが、事務内容の複雑多様化に対応して、電算化など、執行体制の見直しにより、市民サービスにも十分対応できると判断している」との答弁がなされた。

総務費関係では、「財政調整基金として約一六億円の補正を含め、約二二億円を積み立てているが、基金の基本的な考え方とその用途について聞きたい」との質疑が出された。これに対して「大規模事業の財源措置を特定年度の歳入で賄うとなると、他の行政サービスに与える影響が大きいことから、決算状況を考慮し、あらかじめ基金として積み立てている」と、その考え方を述べるとともに、その用途については「当面、新総合計画のなかで予定している市民病院増床計画や（仮称）湘南台文化センター建設等の財源に充当していきたい」との説明がなされた。

環境保全費では、「六一年度、憩いの森を二カ所設置しているが、市街化区域、市街化調整区域を開かず、今後も適地があれば積極的に設置をしていく考えか」と憩いの森の拡大の意向が質されたが、これに対しては、現在、市が保存樹林として協定している土地が一八一・四ヘクタールあり、「そのなかから市民に開放できる適地を選び、今後さらに憩いの森として拡大していきたい」との考え方が示された。

この他に、一般会計関係では、高齢者の就労の見通し、市営斎場の利用時間の弾力化の問題、江の島周辺の人工魚礁事業の成果、岩屋洞窟再開問題、電線の地下埋設、学校の運動場の拡張問題等が取り上げられた。

また、特別会計では、診療報酬審査の方法、老人保険の給付件数、医療額、受診回数等、中央卸売市場の総売上高、墓園の造成可能数、北部第二（一地区）土地区画整理事業の見通し、藤沢駅北口再開発事業の収入未済額の内訳等が質された。このうち、区画整理事業では「六一年度は一部の権利者の理解が得られなかったが、建物の移転についてはできるところから行い、二四戸の移転を行った」こと、「対象戸数はまだ残っているが、六五年度完成を目標に順次移転を行って行きたい」との答弁があった。また、三四〇〇万円強の収入未済額の問題については、「保留床の処分に対する償還金の滞納分であり、一八名の分割納付者のうち七名が経営不振により滞納したものである」ことを明らかにした。

こうした質疑ののち、委員会は採決の結果、付託された全ての決算を認定すべきものと決定した。

以上のような決算特別委員会での審査の概要が、定例会五日目の十二月二日の本会議に委員長から報告された。これを受けて、各党派による討論が行われた。「市場の活性化を要望」、「平和事業推進を望む」、「市民の力で核廃絶を」、「学童保育の拡充を」、「社会教育の充実を」、「ごみの減量推進を」、「福祉行政きめ細かく」等、各党派は要望・意見をつけて昭和六一年度決算の認定についての賛成討論を行い、一一決算は委員会報告のとおり

認定することに決定した。

一般質問

一二月定例会中の一般質問は、一二月二日、二三日、二三日の三日間にわたって行われた。今回の質問者は一議員で、瀬川進（社会党）、藤谷昌男（共産党）、吉田信行、井上好明（以上、自由同志会）、鈴木明夫（民社クラブ）、清水勝人（公明党）、桑原正一（共産党）、柳谷亮子（市政市民会議）、増井秀夫（公明党）、二見友久、滝沢茂男（以上、自由同志会）の各議員が立ち、市長の政治姿勢をはじめ、医療、福祉、都市基盤整備などについて、市の考えを質した。

一般質問はまず、葉山市長の五選出馬の問題から始まった。与党議員は市長選挙の投票日が二カ月後に迫ったが、これまで公の場では態度表明がなされていなしとして、「ここで次期市長選挙に臨む態度を表明されることが望ましいと思います」と質した。これに対して葉山市長は、これまでの一六年間の市政をふりかえるとともに、「私はここに市民の御支持が得られればひきつづき市政を担当し、新しい時代を切り開き、この藤沢のまちづくりと市民自治の確立を、皆さんの御協力を得ながら進めてまいりたい」と五選出馬を表明した。

医療関係では、市民病院の二〇〇床増床工事に関連して、完全看護体制、差額ベッド問題、救急外来等の問題や北部方面への病院誘致の問題が取り上げられた。市民病院について、橋本宰俊市民病院理事は、これまで市民病院は、特二類という最高の基準看護体制で運営しており、今後これを守っていく考えであり、そのための要員確保を図りたいと完全看護体制をすすめる考えを明らかにするとともに、救急外来については、地域の医療機関との機能分担と連携を図り、一次診療は各医療機関とメディカルセンターで、市民病院は二次診療機関として

の受け入れ体制の充実を図っていききたいと答弁した。また、病院誘致について葉山市長は、新総合計画第二次基本計画でも定めているが、市民病院の増床を進めており、その後の医療環境の動向を見極めながら長期的展望のもとに検討をすすめたいと答弁した。

福祉関係では、老人生活実態調査の結果と今後の老人福祉対策、障害者の公共施設利用のための施設整備状況、それに第二やすぎ荘の建設問題が取り上げられた。

井上準之助民生担当理事は調査結果に基づく今後の対応について、老人世帯の増加に対する在宅サービスの充実や就労相談機能の充実と受け皿の拡大などが必要であるとしたうえで、現在進めている中長期を見据えた総合福祉プランづくり等に十分活用していきたいと説明した。また、施設整備については飯尾和雄財務部長が、これまでに市役所の新館建設や本館改修の際に、スロープ、障害者用トイレ、階段のてすり等を設置し、公民館や労働会館も設備を整えており、今後建設する公共施設は設計段階からそれについて配慮していく考えであることを明らかにした。吉田弘建設担当理事はまた、藤沢駅周辺のまちづくりにおいて、道路改良工事にあわせて点字ブロッタの設置や歩道の段差切り下げ、スロープ設置などを行っている」と説明した。

都市基盤整備関係では、道路、下水、地区整備構想、それに慶応義塾大学の進出問題などが質された。道路関係では中心市街地の交通渋滞が慢性化していること、新総合計画では通過交通排除のための幹線道路網の整備促進を国や県に要望することから、その整備状況や市道藤沢村岡線のなかで最も渋滞の激しい藤沢郵便局前の拡幅計画等が質された。このうち道路の拡幅問題について上田卓道路部長は、用地取得は藤沢駅辻堂駅線の接点から郵便局前までが約八〇・五パーセント、郵便局前から市文書館前までが四・二パーセントであると説明するとともに、道路拡幅事業とあわせて、交差点の改良や歩道拡幅整備については昭和六五年度完成に向けて



「健康と文化の森構想」のなかでつくられる慶応義塾大学藤沢キャンパス周辺整備計画（同キャンパス完成予想模型）

進めていくことを明らかにした。

下水道整備では、処理区ごとの進捗状況や長後方面の整備時期が取り上げられ、三処理区合わせた六一年度末の全人口に対する普及率が五五・二パーセント、新総合計画最終年度の六五年度末には六七パーセントの普及率になること。長後地区の引地川ルートについては六三年度以降その幹線周辺の面的整備を行い、境川ルートについては六三年度から行う予定であると本島栄三下水道部長が説明した。

慶応義塾大学の進出については、大学開校を本市としてはどのよう位置づけているのか、大学施設の地元住民への利用開放については、どの程度話し合われているのか、慶大に用地を提供した農家が、その生計の一部として大学運営関連業務に就ける可能性はあるか、廃棄物処理や駐車場の確保、緑の保全などに関して慶大と協定を結ぶことになるのか、などの質疑が出された。これに対して葉山市長は、「健康と文化の森構想」のなかで、一つの学園都市づくりを実現していきたいと考えていること、施設利用は大学運営に支障のない範囲で地元のコミュニティ活動に利用出来るものとなっていること、用地提供者には優先的に業務発注することが約束されていること、開発行為の許可申請がなされる段階で、基本的な事項については協定を結ぶ予定になっていることなどを明らかにした。

この他にも、建設省の「ふるさとの川モデル河川」事業に引地川が指定されたことに伴う事業内容と今後の進め方の問題をはじめ、地価高騰に伴い、六二年一〇月から土地取引の監視区域に本市が指定されたことによるその後の状況や効果および土地評価替えに伴う上昇率の見通し、湘南貨物駅跡地の利用計画、ジェット機騒音に対する市民の苦情の状況、市職員の退職年令六〇歳への移行検討等が質された。

常任・特別委員会の動き

総務常任委員会は、一二月一六日に開催され、議案一件、陳情八件を審査した。その結果、議案は可決すべきもの、陳情七件が結論保留と決定し、残り一件は結論を得るに至らなかった。

結論保留となった七件の陳情のうち、湘南ライフタウン編入問題関係の陳情は六件で、他の一件が相模登録事務所を二分割し、新たな「湘南ナンバー」を作るよう関係当局に働き掛けを願う陳情であった。この陳情は、湘南ナンバーをつくるう会から提出されたもので、現在の相模登録事務所は、取扱台数が多く、また、管内面積も広いため、利用者の利便性などを考え二分割すること。さらに分割後の県南・県西地域については、地域の風土、歴史等を考えてナンバーを「湘南」とするよう、関係機関に意見書を提出してほしいというものである。質疑に先立ち、市側は、湘南ナンバーが実現すれば、湘南地域のイメージアップにはなるが、分割事務所の用地確保の問題、また、検査騒音や付近の交通問題もあるため、慎重に対応する必要があると思われると説明した。質疑のなかでは、ナンバーの名称のつけ方の基準や関東陸運局の見解などが質されたが、神奈川県議会でも、同趣旨の陳情についてももう少し検討する必要があると考えていることなどから、全員異議なくこれを結論保留と決定した。

結論を得るに至らなかったのは、固定資産税、都市計画税の負担軽減等を求める陳情である。これは趣旨了承（共産党）、趣旨不了承（自由同志会、民社クラブ）、結論保留（公明党、社会党、市政市民会議）と各会派の意見が分かれたため、いずれも過半数に達せず、結論を得るに至らなかった。

民生常任委員会は、一月二四日に開催され、議案一件、陳情一件を審査した。その結果、議案は可決すべきもの、陳情は結論保留となった。結論保留となったのは、神奈川県地域改善対策高校及び大学入進学奨励金給付制の継続に関する陳情である。これは神奈川県落解放運動連合会から出されたもので、県に対して奨励金給付制度の存続、国に対して同制度の復活を求める意見書を提出してほしいというもので、市側はこれについて制度の沿革を説明するとともに、国の制度については変更後間もないことで、その復活は困難なようであること。県については現在検討が進められており、予算編成にあわせて結論が出されるものと思われるとの見通しを述べた。これを受けて、委員会は結論保留と決定した。

建設常任委員会は、一月一〇日に開催され、陳情一件を審査した。その結果、一件が趣旨了承、二件が趣旨不了承、六件が結論保留、二件が取り下げ承認と決定した。また、「その他」として、第一〇次道路整備五箇年計画策定に伴う道路特定財源確保等への取組について協議を行った。

趣旨了承となったのは、辻堂踏切歩道拡幅についての陳情である。これは地元の辻堂北町町内会などから出されたもので、JR辻堂踏切の歩道が非常に狭く、危険なためにこれを拡幅してほしいというものであった。市側はこの踏切改良については、新総合計画第二次基本計画の後期見直しの中で検討し、今後JRとも協議の上、実際に努力したいと説明した。質疑ではJRとの協議開始時期や負担問題等が質されたが、市側は一日も早く交渉を進める方針でいること、また費用はすべて藤沢市の負担となる事などを説明し、趣旨了承と決定した。

文教常任委員会は二月一五日に開催され、陳情三件を審査し、二件を結論保留と決定、一件は取り下げを承認した。また、「その他」として、昭和六〇年二月定例会で採択となった江の島の緑と景観の保護についての請願のその後の経過について、教育委員会の報告を受けた。

健康と文化の森特別委員会は、閉会中の一月四日に開催され、健康と文化の森計画とその進捗状況について、現地を視察したのち、審査を行った。そのなかで、市側は進捗状況に関連して、慶応義塾大学はキャンパス計画のなかの民地分、三・一四ヘクタールについて、六三年二月までに買取ができるよう権利者との交渉を進めていること。六五年四月から環境情報学部、総合政策学部を開校し、六九年四月までにすべての完成を図る計画であること。一月四日に県知事宛に環境影響評価書を提出したので、県による評価書案の縦覧および地元の説明会が今後に予定されていると説明した。

交通問題特別委員会は、一月六日に開催され、六会駅東口自転車駐車場等の現地視察のあと、暴走族対策、横浜市営地下鉄の湘南台駅乗り入れのその後の経過および自転車駐車場の現状について審査を行った。

定例会最終日の二月二三日には追加議案として、「国民健康保険制度の改革に関する意見書」および「第一〇次道路整備五箇年計画に関する意見書」が上程され、原案のとおり可決し、二月定例会は閉会した。

六 昭和六三年二月定例会（三月四日～三月三〇日）

二月定例会は、三月四日から三月三〇日までの二七日間にわたって開催された。理事者からは昭和六三年度一般会計および一三特別会計予算をはじめ、行政組織改革に伴う事務分掌条例の一部改正、職員の退職金を五カ年で現行よりも一・二・三カ月引き下げる職員の退職手当に関する条例の一部改正、農業共済条例の廃止、地区計画

の案の作成手続に関する条例の制定、六二年度一般会計および特別会計補正予算案など四二議案が提案された。

定例会初日の三月四日、審議に先立ち、葉山峻市長は「このたび、市長選挙におきまして五たび市政を担当させていただくことになりました。私といたしましても大変光栄に思うところでありますが、同時に、その責任の重さを痛感いたしております」と就任のあいさつを行った。二月二一日に投票が行われた藤沢市長選挙は、前回の四年前の接戦に比べると、無風選挙ともいうべきもので、「あしたの藤沢市をひらく市民の会」を選挙母体に、社会党、共産党、社会民主連合が推薦した無所属の葉山現市長が四万九四五六票、日本国民権利擁護連盟の及川美千子氏が二九〇一票で、現職が圧勝する結果となった。その主因は、前回、対立候補を擁立した自公民三党が事実上、候補者を見送ったことにあった。このため、投票率はそれまでで最低の二二・三九パーセントを記録した。

定例会初日には、市長から昭和六三年度の市政運営方針および六三年度予算の大綱についての施政方針演説が行われ、また六三年度一般、特別会計予算案とその関連議案等の提案説明が行われた。

二日目の三月七日には、議案に対する質疑が行われた。このうち専決処分の承認と四市共催川崎競輪施行の事務委託に関する協議、農業共済条例の廃止等の議案については委員会付託を省略して、原案のとおり可決したほか、各所管の委員会へ審査を付託することを決めた。また、同日、新型間接税の創設に反対する請願が一〇件、一括上程されたのをはじめ、公団家賃の高家賃化に反対する意見書の提出を求める請願、放射性汚染食品の実態の公開等に関する請願が上程され、それぞれ紹介議員が趣旨説明を行ったのち、各所管の委員会への審査の付託を決定した。

定例会三日目の三月一五日には、各常任委員会から議案、請願などの審査結果が報告された。このうち、新型

間接税の創設に反対する一〇件の請願中、意見書の内容に、マル優制度の存続および中小業者とその家族の働き分である自家労賃を認めること、ならびに配偶者特別控除の適用拡大の盛り込みを求めた請願六二第七号については会派により意見が別れた。その結果、本会議で採決の運びとなり、採択に賛成するもの二二名、不採択に賛成するもの一九名、閉会中継続審査とするに賛成のもの二名となり、請願の採択が決定した。

各委員会の報告に基づき議案を審議した後、各会派の代表質問に移り、定例会第六日までこれを行った。そして、代表質問終了後に、定数二二名をもって構成する昭和六三年度予算等特別委員会（桜井正平委員長・自由同志会、日原通晴副委員長・社会党）の設置を決め、関連する二二議案の審査をこれに付託した。

予算等特別委員会から議案の概要と全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定したとの結果が、定例会最終日の第六日（三月三〇日）に報告された。これを受けて、ただちに討論に移った。各会派とも要望、意見を付して賛成の討論を行い、原案のとおり可決した。ひきつづき人権擁護委員候補者の推薦については市長推薦のとおり決定し、藤沢市個人情報保護審査会委員の委嘱についても市長依頼のとおり決定した。また、湘南地区農業共済事務組合組合議員の選挙については、議長指名によることに決定し、井上好明、内田松男、瀬川進、杉山幸春の四議員を当選人と決定した。さらに、事務分掌条例の一部改正に伴い、市議会常任委員会の所管事項の一部を改正する市議会委員会条例の一部改正を原案のとおり可決した。最後に「労働時間の短縮促進に関する意見書」ほか五件の意見書を可決して閉会した。

昭和六三年度の施政方針と代表質問

二月定例会初日の三月四日に、葉山市長は昭和六三年度の市政運営の方針ならびに予算の概要について説明を

行った。まず、わが国の経済情勢について、外需の減少と円高の影響により厳しい産業構造の調整が進むとの認識を示した。また、東京への一極集中による首都圏の地価の暴騰が市民生活や自治体の事業に深刻な影響を与えていること、財政再建の名のもとに自治体や住民へのしわ寄せが依然として続いており、新型間接税の導入を骨子とする税制改革の動向にも注目していかなければならない、と国の動向に注意が欠かせないことを喚起した。さらに、今年が市制、町村制の公布から百年にあたることから、地方自治の原点に立ち返り、新しい時代の創造に向かって、能力を十分に発揮する決意であることを表明した。次いで、予算編成については、市長選挙の年であるため骨格予算として編成したこと、新総合計画第二次基本計画に計画され、継続している事業を基本に、「健康・福祉」「環境」「創造」を重点に編成したこと。その結果、昭和六三年度の予算規模は、一般会計で八一七億二〇〇一万七〇〇〇円、特別会計六六六億九六四万六〇〇〇円、予算総額で一四八四億一六四万三〇〇〇円（前年度当初比一一・〇パーセント増）となった、と説明した。ついで昭和六三年度の重点施策の説明に移り、福祉と健康、安全で快適な環境、豊かな生活の場、市民文化、市民参加の各項目に分けて、関連する事業の概要を述べた。このうち、主な事業としては、下水道建設に一七九億円（対前年比三六パーセント増）、市民病院の二〇〇ベッド増床、本館改修などに一一二億円、湘南台文化センター建設に約二七億円、湘南中学校の全面改築に一六億円、高齢者向け住宅の建設約六億円などをあげ、また、新規事業については、東南アジアへの青年の派遣、中学生向けに外人の英語講師の採用、藤ヶ岡中学校庭の夜間照明の設置、防犯灯の維持補修費の全額負担などについて説明した。

昭和六三年度一般会計予算など二一議案に対する代表質問は、三月一五日、一六日、一七日の三日間にわたって行われた。七会派八議員が質問に立ち、市長の政治姿勢をはじめ、財政、都市整備、福祉などについての考え

方を質した。

葉山市長の五選直後であり、まず市長の政治姿勢に質問が集まった。「五期目の市政を担当する市長としての基本理念は」、「市長選挙の投票率が二二・三九パーセントと史上最低を記録したが、この結果をどう認識されているか」、「前市長の多選を批判して市長になったが、多選についての考えは」等の質問が出された。

これに対して、葉山市長は「健康（病院など）、自然・生活環境、創造（教育など）を基本理念として、湘南の中核都市、文化都市づくりに向かって努力を続けていきたい」と述べ、選挙結果については「ひとり相撲的な形での選挙戦であったという感じもするが、多くの市民の方と対話ができ、得るところも多かった」とふりかえり、多選問題については「（市長の任期は）どのようなまちをつくり上げるかという市長の考え方と、これについての市民の期待との中で、四年ごとの選挙を通じて市民が自主的に決めるべきものだ」との考え方を明らかにした。

代表質問のトップに立った自由同志会の井上正一郎議員は、市長の政治姿勢のほか、四月から改組が予定されている行政組織、定数等の執行体制の問題、また産業振興策、市民病院、清掃、教育の問題を質した。組織改正では、従来の改正の経緯に触れ、今回、理事制を廃止し各部門に総務部を置くとしているが、総務部制は「昭和五五年時の総務室制と類似する。現行の理事制との相違点は何か。何々担当という組織が一一あるが、どのような考えで担当制を採ったのか」等を質した。これにたいして、村山俊博総務担当理事は、局制廃止後の本市組織のあり方を中心として検討をすすめたこと。その基本は組織間相互の調整機能の充実、予算などの執行管理の集中化による効率的な執行体制の確立と、各部門の主体制の維持等を考え、総務部制を導入した、と説明した。また、担当制については、通常の部課制というライン機能になじまないもの、すなわち、助言、助力、調整などの

スタッフ機能や臨時又は特命事項等に対応するために担当制を設けてきた。すべての組織を部課制に統一することは困難であり、他にもっとよい方法がないかどうかを含めて今後の研究課題にさせていただきたい、と答えた。

井上議員はまた、教育に関連して長野県川上村に建設を予定している野外体験施設について質した。昭和六二年度に約一四〇〇万円で地質調査、測量などを実施し、今年度は基本実施設計や用地借用料など約七〇〇〇万円を予算に計上しているが、議員にとって「計画の全貌を理解しないまま、なし崩し的に予算を審議することは、まことに判断に苦しむ」と批判し、施設の規模、総事業費、経営主体、運営方法、配置職員、管理運営経費等についての説明を求めた。これに対して神部昭三教育長は、敷地は一五ヘクタール、一学年三〇〇人程度の宿泊、学習活動が可能な施設を予定していること。本體工事費約一五億円、年間運営費三〇〇〇万円、管理運営および指導、安全確保などについては管理運営委員会の中で検討していきたい、と答弁した。

社会党の黒江貞子議員はまず、五選された葉山市長を祝すとともに、平和政策、第二次新総合計画、高齢者施策、健康、それに国際化問題を質した。このうち、高齢者施策に関連しては、今年度の目玉事業である老人向け住宅や老人給食サービスの問題を取り上げた。黒江議員は市が取り組んでいるシルバーハウジング事業を評価しながらも、「その構想では、（老人）住宅の中に一般住宅を含まない、老人だけの住宅を考えておられると聞くが、同じ居住棟に一般家庭が入居するような形であれば、交流ができるのではないか、老人にとって地域で生きる喜びにつながり、この事業の精神が一層生かされるのではないか」と考えを質した。これに対して葉山市長は、建設する敷地利用計画の中で、同一敷地内に東京養老院の既設養護老人ホームがあり、新設の特別養護老人ホームが計画されていること。養老院との管理システム、高齢者住宅の管理運営、周辺環境などを考慮したなか

で、立地条件として高齢者入居者に対する適切なサービス、援助が受けられる要件が整っていることなどから、「この計画では、一般住宅の組み込みよりも、一人でも多くの高齢者の方が入居できるよう高齢者住宅の戸数確保に重点を置いたものである」と説明した。黒江議員はまた、国際化の問題の中で、外国人の公務員採用問題を取り上げたが、村山総務担当理事は、自治省見解等により事務職、技術職、消防職については国籍条項を設けているが、医師、看護婦らの医療関係職や栄養士、保母、現業職等は国籍条項は廃止していると本市の現状を説明した。

公明党の岸本英夫議員は、市長五選後の市政運営をはじめ、税財政、新総合計画と都市計画、その他の諸施策を質した。このうち新総合計画については、その策定スケジュールと名称等の説明を求めた。これに対して荻原万寿則市長室理事は、次期総合計画としては、昭和八五年（西暦二〇一〇年）を展望する基本構想と、昭和七五年（西暦二〇〇〇年）までを計画年度とする基本計画を考えていること。策定スケジュールは基本構想を昭和六四年九月ごろ、基本計画を昭和六五年一〇月ごろまでにまとめたい。名称については、第二次藤沢市新総合計画としたい、と説明した。岸本議員はまた今議会に、藤沢市地区計画の案の作成手続きに関する条例案が提案されていることに関連して、土地利用を誘導していくうえで地区計画制度の役割や適用地域などを質した。この制度は、都市計画法の改正に伴い創設されたもので、良好な街並みの保全や、計画的な建築、開発を誘導するため、そこに住む住民が、まちづくりについて提案し、市と相談しながらその案を煮詰め、住民と市の共通した目標を形づくるもので、最終的には果知事の承認を得て都市計画決定されるというものである。これに対して吉田弘建設担当理事は、この制度では一区画の敷地面積の最低基準や建物の外壁の色や素材、小公園等地区の施設に関する定めのほか、個々の開発行為に対する規制なども可能であり、土地利用を誘導していくうえでかなりの成果を

あげることができると考えていると述べるとともに、適用地域については、良好な住宅地の環境を保全あるいは形成していく必要がある地域、不良な住環境が形成される恐れのある地域、地区の顔づくりを進めていくうえで重要な拠点となる地域などに適用していきたい、と答弁した。

民社クラブの内田松男議員は、財政、福祉、まちづくり、中央卸売市場、区画整理事業などのほか、慶応義塾大学の開校問題や下水道整備の問題を取り上げた。慶応義塾大学の開校に関しては、用地買収の進捗状況、バス輸送に必要な道路整備の見通し、北部の下水処理に必要な汚水幹線の整備、それに都市ガス、上水道供給等の見通しを質した。葉山市長はこれに対して、六三年二月中に用地買収が完了したこと、バス輸送については、学生も開校時は一年生だけで年次を追って増えることから、段階的に路線の整備をする意向であること、下水については六四年度中に整備し、同大学の流末処理を可能なものとしたこと、ガスおよび上水道についても開校までに布設できると判断していることを明らかにした。内田議員は下水道整備では全市的な進捗状況のほか、長後地区の整備時期を質した。「長後地区に下水道が整備されるのはいつ頃になるか」というものである。これに対して葉山市長は、事業を積極的に進めるために国の事業認可を予定よりも大幅に早め、受けている。汚水幹線を国が第七次下水道整備五カ年計画としている期間の最終年度にあたる七〇年度までには延ばせるのではないかと考えていると説明した。内田議員はまた市民病院の増床に伴う医師や看護婦等の職員確保の見通しとともに、患者数も増加することから駐車場の問題をとりあげた。これは井上、岸本両議員もとりあげたものである。これに対して理事者側は、病院敷地内に立体的な駐車場を建設するか、敷地外に駐車場を確保するか検討中であり、敷地内の場合にはタワー方式を、また、敷地外の場合は御殿辺公園の地下を駐車場として利用することが可能かどうか検討していることを明らかにした。

共産党の宮地淳子議員は、市長の政治姿勢のほか、テクノシーサイド湘南、国民健康保険、福祉行政を中心に質した。まず、政治姿勢に関連して国政の大きな焦点となっている新大型間接税導入問題に対する市長の考えを改めて質した。これに対して葉山市長は、税制改革は国民のコンセンサスを得ることが必要だとしたうえで、「現在、検討されている税制改革が従来の売上税と同様な内容を持つものであれば、低所得者の税負担率が高くなるなど、竹下首相の言っている六つの懸念が解消できないと思われまますので、私はこれに賛成することはできません」と新間接税の創設に反対の立場を表明した。宮地議員はまた、藤沢市の産業政策のなかで企業誘致の問題をとりあげて、市の工場マスタープランが頭脳集約型、研究開発型企業誘致をうたっているが、全国的に誘致競争が行われているなかで、誘致企業に対する特別な受け入れ策を考えているのか、と質した。これに対して村岡武彦経済部長は、湘南地域は、全国的にイメージが良く、企業にも魅力ある地域だと評価されていること、そうした意味合いから具体的な優遇策は特に考えていないと述べるとともに、今後テクノシーサイド湘南構想を煮詰めていくなかで、本市の地域性をもとに企業にとって他市にない魅力のある環境づくりを重点的に進めるという方がむしろ優先するのではないかと説明した。国民健康保険事業については黒江議員も質したが、宮地議員は生活困窮者の保険料減免制度見直しの内容や国庫負担カットに対する引き上げ要求の取り組み等を質した。山田貢市民部長は、国保料の減免要領の見直しについては、現行の減免要領のうち減免の対象となる収入基準額について県下各市の状況等を考慮して適切な設定を図り、また、新しい項目としては、生計者の死亡や病気などで保険料の納付が困難と認められる場合も減免の対象とすることなどを考えていることを明らかにした。

市政市民会議の西条節子議員は、市政運営、福祉、商業振興、学校教育等を質した。福祉関係では、公衆浴場、老人給食、愛の輪福祉基金等の問題をとりあげた。「市内の公衆浴場を地域コミュニティーの場として、高

齢者が利用できるような施策は考えられないか」、「老人給食に対する市の考え方は」、「愛の輪福祉基金五億円を一〇億円に枠を広げたらどうか」というものである。井上準之助民生担当理事は、公衆浴場の活性化対策については現在すでに検討に入っており、浴場組合とも話し合いを進め、事業化の方向にあること。老人給食サービスについては黒江議員の質問にも答えたように、現在社会福祉協議会が主体となって実施しているが、今後は、既存の福祉施設などを利用した調理や、民間活力などによる給食の配達等を検討し、市の施策としてできるだけ早い時期に実施したい、と説明した。西条議員は教育関係では登校拒否児童生徒対策、学童保育、奨学金等の問題を質した。これに対して神部昭三教育長は、登校拒否児の現状と対策を説明するとともに、指摘された実態、すなわち生活の場をどこに求めていけばよいのか分からなくなっている実態を認めた上で、多様化していく子供たちへの対応に苦慮していることを明らかにした。また、学童保育については、企画政策担当を中心に児童課、学務課、指導課、青少年課による庁内プロジェクトで検討を進めていること。空き教室の活用については四〇人学級への対応や特別教室の整備などで当分の間進める意向であること。奨学金については、定員の増加を図ってきたが、今後は増額の問題を考えていきたいと答弁した。

市民党の矢島豊海議員は、財政自主権の確立と施策の安定の問題を中心に、行政改革、産業基盤づくり、高齢化の進行に伴う財政力への影響などの問題を取り上げた。行政改革では、自主財源の安定的確保のために「国庫補助金などを完璧に負担してもらうべきではないか」と質した。これに対して葉山市長はこれまで国による補助金カットの影響について、「昭和六〇年度から六三年度までの累計で、約四三億円に達する見込みである。しかし、本年は小・中学校建設の補助単価の引き上げがあり、約二億三千万円の国庫補助金の増額を受けることができた」と報告し、「六四年度には負担金、補助金の削減率を原状に戻すことができるよう国に働き掛けていき

たい」意向を表明した。また矢島議員は高齢化の進行がもたらす藤沢市の財政力への影響を質した。山本篤三郎助役はこの点について、現在の行財政制度を前提に高齢化社会を考えると、福祉的費用が増大し財政は弾力性を欠くことになろう。だが、本来、長寿社会とはより多くの老人が豊富な経験・知識を生かして積極的に働き、生き甲斐と希望のある生活を送る社会である。行政が財政的負担をするだけの社会とならないような施策を展開していきたい、と答弁した。

代表質問の締めくくりには自由同志会の鈴木恒夫議員が立ち、市長の政治姿勢、市政運営、都市整備の問題等について理事者の考え方を質した。鈴木議員は市財政の見通しに関連して、地価高騰に伴う固定資産税の問題をとりあげた。「今年は固定資産評価替えの年にあたり、昨年来の地価高騰の現状から多くの市民がこの新評価額に不安をもち、注目している」と理事者の見解を質した。これに対して山本篤三郎助役は、今年度の評価替えによる宅地の平均上昇率は七・七パーセントでかなり低めになっている。これに比べて商業地は平均で一七パーセントになると考えている。固定資産税の土地分の増収については、五億九千万円程度と見込んでいる、と説明した。また、鈴木議員は葉山市政一六年について、福祉行政は評価できるが、道路整備が大変遅れている。財政や用地交渉の困難性はあるが、市民要望の最も高い道路整備にもっと力を注ぐべきではないか、と市長の都市計画決定に対する認識を尋ねた。これに対して上田卓道路部長は、これまでに六七路線、約一五一キロメートルが決定されているが、整備には相当長期間を要することから総合的、計画的に整備を推進する必要があると考えていると説明した。また、市の大きな懸案事項である湘南ライフタウンの市境問題について「すでに秒読み段階に入っている。市長の決断のタイムリミットは」と質した。この問題について村山俊博総務担当理事は、現在藤沢、茅ヶ崎両市の行政協力研究会市境部会で検討しているが、区域については先の三案のうち、第一案、第二案を変

形調整するという案に絞って協議をすすめていること。区域の変更による児童数の変動に伴う小学校運営に関して、茅ヶ崎市の児童の教育受託については、これを茅ヶ崎市の希望する期限まで延長することを提案している、と協議の概要を説明した。

こうした各会派代表による質疑ののち、予算関連の二二議案の審査については、昭和六三年度予算特別委員会を設置し、これに付託することを決定して代表質問は終了した。

予算等特別委員会——野外体験施設予算凍結

昭和六三年度予算等特別委員会は、予算総額一四八四億円について、三月一七日、一八日、二二日から二六日、二八日の八日間にわたり審査を行い、三月三〇日の本会議で全議案が可決された。ただし、教育費関係のうち、長野県川上村に建設を予定した野外体験施設に関しては、当該予算の執行は「凍結」される事態となった。

まず、全会計を一括しての人件費および職員定数条例の一部改正ならびに職員の退職手当に関する条例の一部改正では、「定数の減員対応は評価するが、人員増を抑えながら市民サービスの低下を防ぐ方法としての基本的考え方は何か」、「六〇歳定年制にもかかわらず、本市は管理職の五八歳勧奨退職制度を続けている考え方は」などの質疑が出された。これに対して理事者側は「職員定数については主体的、民主的かつ効率的な市政運営を基本に、定数条例により対応している。市民サービスの維持向上関連では、公共性を十分確保するなかで民間活力の導入、専門業務での嘱託採用等を考慮しながら適正配置を実施している」。「昭和五〇年ころから組織の簡素化、不拡大というなかでポスト不足の解消、組織の活性化等を実施してきたが、状況は現在も変わっていない。しかし、定年制や年金支給年齢の引き上げを考慮して、近いうちに見直しが必要と考えている」ことを明らかに

した。

総務費および事務分掌条例の一部改正では、「婦人施策業務が市長室に新しく婦人企画担当として位置づけられているが、その理由は」、「湘南台文化センターのプラネタリウムは学習指導要領に基づく限られた学年利用が中心と聞くが、その考え方は」、「六二年度でカトレア（結婚相談）コーナーが廃止されるが、その理由と利用者への対応は」等の質問が出された。これについては「婦人行動計画策定にあたり、婦人行政を総合的に推進するため市長室に位置づけ、全庁的に取り組んでいくものである」。「プラネタリウムの利用は学習指導要領に基づいた教育の一環として利用するが、ほかの一般利用についても年間利用計画をつくって配慮していきたい」。「公の結婚相談システムが現在の若い人になじまなくなり、ここ数年、相談や結婚成立件数が少なくなってきた。登録者へは文書で連絡して理解を得るように努めている」との答弁がなされた。

環境保全費関係では、大庭バードサンクチュアリの整備と鑑賞場所や防犯灯の維持管理の問題が取り上げられ、後者については「自治会にお願いするのが一番適当と考えている。自治会のない地区については弾力的に取り扱いたい」との説明がなされた。

民生費ならびに重度心身障害者医療費及び看護料助成条例および老人入院見舞金の支給及び看護料の助成に関する条例の一部改正では、「今後、老人や障害者の在宅看護が増えると思われるが、どのような方針で対応していくのか」という質疑が出された。これに対しては、「家族介護を継続していくためにはケアセンター構想や施設入浴という介護者の負担軽減策と同時に、緊急相談窓口あるいは即応する医療機関が必要であり、地域の医療機関と福祉施設が連携して家族介護に対応するシステムづくりを目指して、現在そのプランづくりに着手している」との答弁があった。また、保育園の入所率の低下の問題もとりあげられたが、「措置率の低い保育園につ

いては、定員の削減等を含めて検討を進めたい」との説明がなされた。

衛生費関係では六三年度から実施する四〇歳以上の人を対象とした五万人規模の大腸がん無料検診の方法や費用の問題が質された。これについて市側は、検便による検査方法が可能となり、費用は一件九〇〇円であるが、これを公費負担として、本人負担は無料としたい、との答弁があった。

労働費では、失業対策事業の廃止に際して就労者団体との交渉はいつごろ妥結したのか、退職慰労金の額などについての質疑が、また農林水産費と商工費関係では、「市は本市の農業のあり方をどのようにとらえているのか」、「工業振興の考え方は」などの質問が出された。

土木費および地区計画の案の作成手続きに関する条例の制定については、善行地区の住居表示実施後の計画のほか、代表質問にひきつづき「地区計画はどのような場合に策定し、住民の合意をどのように得るのか」との質問も出された。また、老人住宅（サンシルバー藤沢住宅）の入居基準や東京養老院との連携の問題も質された。さらに消防費では、国基準に対する本市の充足率が質された。

教育費関係では、川上村に建設を予定した野外体験施設をめぐる紛糾した。二四日の予算等特別委員会では、自由同志会所属の委員などから「現地は片道六時間もかかる。川上村の中心部からも遠く、水道や医療施設など不便利だ。」「現地は寒い期間が長く、野外施設として利用できる期間が短い。」「施設の維持修理、運営に多くの費用がかかるのでは」などとの批判が相次いだ。これに対して教育委員会側は「市議会に対して事前に建設、運営など細部にわたる説明を怠った点は反省する」との陳謝がなされた。そして二八日の同委員会でも「市議会や教育機関、父母など関係者の理解を得たうえで慎重に執行する」と教育委員会側は報告し、事実上、執行を「一時凍結」することとなった。



候補地で論議があった野外体験施設地（最終的に決定した長野県南牧村）

特別会計関係でも様々な質疑が行われたが、このうち市民病院会計では医療費の改定に伴う病院会計への影響、下水道事業費では下水管渠の耐用年数に関してその維持管理策がとりあげられた。また、北部第二土地区画整理事業費では、埋蔵文化財の出土による事業への影響、西部土地区画整理事業費では、区画整理区域内の字区域の変更に対する地元への説明などの問題が質された。

以上のような質疑が終了し、討論に移るようになったが、これに先立ち、教育長から「野外体験施設については、委員会の指摘を踏まえ、今後、学校現場、保護者および社会教育団体と十分調整を図りながら計画を煮詰め、さらに議会の理解を得た上で予算を執行していきたい」との発言があった。

委員会の討論では、自由同志会、公明党、民社クラブからそれぞれ、その問題に対する要望が出された。そして採決の結果、委員会に付託された全二二議案は、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定した。

こうした委員会の審査概要ならびに結果は、定例会第六日の三月三〇日に報告された。これを受けて各会派代表による討論が行われ、滝沢茂男（自由同志会）、瀬川進（社会党）、加藤章二（公明党）、関根久男（市民会議）、小川竹次郎（民社クラブ）、藤谷昌男（共産党）、高山年正（市民党）の各議員はそれぞれ意見要望を付して賛成討論を行い、採決の結果、原案のとおり可決した。

常任委員会の動き

予算等特別委員会の設置に先立ち、各常任委員会が開催された。総務常任委員会は三月一日に開催され、議案三件、請願一二件、陳情九件を審査した。その結果、議案は可決すべきもの、請願は採択すべきものと決定し、陳情は二件が趣旨了承、七件は結論保留と決定した。

採択された請願一二件のうち、一〇件が新型間接税創設に反対するものであった。その内訳は、新型間接税の創設に反対する請願、いかなる名称を問わず新大型間接税の導入に反対し国民本位の税制改革を求める請願、名称・形式を問わず大型間接税導入に反対する請願（六件）、新大型間接税導入に反対する意見書を求める請願（二件）である。委員会の審査では、委員の意見が次のように分かれた。「税制の抜本的改正は、これからの高齢化社会を迎えるにあたり、よりよい恒久財源の確保を目指して検討中であり、今後広く論議されるべきものである。よって継続審査としたい」。「大型間接税は、すべての商品、サービスに課税されるため、低所得者ほど税負担が重くなる逆累進性の税である。また、減税財源は、不公平税制の是正などによるべきであり、採択とした」。採決の結果、いずれの請願も挙手多数により採択すべきものと決定した。

総務常任委員会ではまた、湘南ライフタン関連の六件の陳情も審査された。先の一二月定例会では、本定例会を目的に茅ヶ崎市との調整が相当進むということから結論保留となっていたものである。質疑に先立ち、理事者側は「現在、茅ヶ崎市に対して、等積交換を伴わない案として、市境予定線を基本としつつ、藤沢から茅ヶ崎への編入を最小限におさえ、茅ヶ崎市域面積の減少に対しては、教育受託期限を希望する時期まで延長する案を示して早期の解決に向けて努力している」と説明するとともに、質疑のなかでは「できるだけ六三年度の早いうち

に解決できるよう努力していききたい」との表明がなされた。これを受けて委員会は全員異議なく、結論保留と決定した。

建設常任委員会は三月八日に開催され、議案八件、陳情二一件を審査した。その結果、議案は可決すべきもの、陳情は二件が趣旨不了承、五件が結論保留、四件が取り下げ承認と決定した。趣旨不了承となつたうちの一件は、信号機設置に反対する陳情であつた。この陳情は、中学通り線の地下道を廃止して、横断歩道および信号機を設置することになっているが、信号機が併設されると地元商店街の営業活動にも多大な影響があるので、設置しないではほしいというものであつた。理事者側はこの問題について、市内本町の中学通り線への信号機の設置については中学通り線地下道廃止ならびに横断歩道設置についての陳情が本町六丁目町内会長と第一中学校PT A会長名で六〇年一月に出され、一二月定例会の建設常任委員会で趣旨了承と決定していること。設置場所については地元関係などと協議を進めたが一本化できなかったために最終決定を警察当局に委ね、県公安委員会の許可を得て信号機の設置工事を現在行っているなどとこれまでの経過を説明した。このため一前回の陳情が趣旨了承となつたことにより事業が進められてきているので、本陳情は趣旨不了承としたい」との委員の発言があり、趣旨不了承と決定した。

民生常任委員会は三月九日に開催され、議案三件、請願一件、陳情三件を審査した。その結果、議案三件は可決すべきもの、請願は採択すべきもの、陳情は二件が結論保留、一件が取り下げ承認と決定した。採択されたのは労働時間短縮の促進に関する請願である。これは、湘南地区労働組合協議会から出されたもので、四月から施行される改正後の労働基準法の周知徹底と週休二日制の普及促進に向けて一層の努力をし、有給休暇の完全取得に向けて指導・啓発を強化するように国に意見書を提出してほしい、というものである。また、結論保留となつた

二件の陳情はいずれも産業廃棄物処理場にかかわるもので、水道水の水源に計画されている民間産業廃棄物処理場についての陳情と用田字女坂並びに葛原字女坂台の一部土地を「産業廃棄物最終処分場」として有効活用促進に関する陳情である。前者の陳情は藤沢いきいき市民の会から出されたもので、藤沢市民に一部供給されている飲料水の水源である酒匂川上流の山北町に民間企業による産業廃棄物処理場が計画されているが、水源地汚染の恐れがあるので、本事業予定者に対し計画の中止を要請するとともに、水源地近くに処理場をつくらぬよう指導体制を確立するよう県に意見書を提出してほしいというものである。また、後者の処分場については、市内の業者が地権者と借地契約を結び、推進を図ってきた計画であるが、これに対して地元では自治会が建設に反対し、昭和五九年一二月には市議会にも設置反対の陳情が出され、趣旨了承となっていると市側は説明した。審査の結果、いずれの陳情も結論保留となった。

文教常任委員会は、閉会中の一月二十九日と二月定例会中の三月一〇日に開催された。一月の委員会では私立短期大学の藤沢市への立地について市の説明を受け、審査を行った。また、三月一〇日の委員会では陳情二件を審査し、いずれも結論保留と決定した。また、「その他」として、江の島の緑と景観の保護についての請願のその後の経過について、教育委員会および市の説明を受け、審査を行った。

以上の各委員会の審査結果は、三月一五日の本会議に報告され、採択された。

第6章 第13期前半の市議会（昭和62年度～63年度）

表63—1 各委員会正副委員長一覧

（昭和63年6月選出）

委 員 会 名	委員長(会 派)	副委員長(会 派)
総務常任委員会	村上 悌介 (公明党)	山口 敏夫 (日本社会党)
民生常任委員会	井上 好明 (自由同志会)	西尾まつ枝 (日本社会党)
建設常任委員会	藤谷 昌男 (日本共産党)	栗原 義夫 (自由同志会)
文教常任委員会	西条 節子 (市政市民会議)	落合 四郎 (自由同志会)
地域開発整備特別委員会	木村 栄子 (日本社会党)	吉田 信行 (自由同志会)
災害・公害対策特別委員会	長谷川忠勤 (民社クラブ)	柳谷 亮子 (市政市民会議)
交通問題特別委員会	長田 良彦 (自由同志会)	桑原 正一 (日本共産党)
健康と文化の森特別委員会	中山 五福 (日本社会党)	加藤 章二 (公明党)
議会運営委員会	日原 通晴 (日本社会党)	杉山 幸春 (自由同志会)
議会報編集委員会	二見 友久 (自由同志会)	増井 秀夫 (公明党)
議会史編さん委員会	五十嵐紀子 (日本社会党)	宮治 政弘 (自由同志会)

カ年計画について見直すもの)についての説明が行われた。

一般質問

定例会中の一般質問は、六月一七日、二〇日、二一日、二二日の四日間にわたって行われ、六会派一二議員が質問に立った。長田良彦(自由同志会)、日原通晴(社会党)、小川竹次郎(民社クラブ)、加藤章二(公明党)、藤谷昌男(共産党)、宮治政弘(自由同志会)、柳谷亮子(市政市民会議)、桜井正平(自由同志会)、西尾まつ枝(社会党)、村上悌介(公明党)、藤村久子(市政市民会議)、今村信也(共産党)の各議員である。

教育関係では、まず二月定例会で予算「凍結」となった野外体験施設の建設問題が取り上げられた。「市長は記者会見で次の候補地を八月末か九月には決定したいと述べている

が、今回の教訓を踏まえて、新たな候補地決定までのプロセスを聞きたい」、「記者会見の中で川上村を含めて探したい、という発言の真意は」、「八ヶ岳山麓ではなくて、もっと近くに神奈川県を含めて再度考えるつもりはないか」、「通年利用できる場所、適地はどうなのか」、「川上村で集団食中毒というような問題が発生した場合に対応できるのか」などの質問が出された。

これに対して葉山峻市長が川上村と藤沢市とのこれまでの交流の経緯や記者会見の真意等を説明した。次いで神部昭三教育長は、現在、距離の問題・利用期間・社会教育団体等の利用・立地条件等につき、調査・検討している最中であり、現場の意見も十分聞き、じっくりと候補地をしぼるためもう少し時間をかけることとしたい。医療体制については、川上村の場合、緊急時の傷病にも十分対応が可能であると考えていると述べた。また、県内の適地可能性については、子供達に大自然を味わわせたいとする観点からは、貴重な動物、昆虫、高山植物などがあり、また、夜は夜で素晴らしい星空があるような場所が好ましいので八ヶ岳山麓近くのような場所が良いのではないかと考えていることを明らかにした。

教育関係ではこのほかに、市内に三校ある木造校舎の改築や小・中学校の防音設備改修問題、湘南短期女子大学の開校延期、登校拒否児対策などが取り上げられた。このうち登校拒否児対策については、相談員制度や相談室の設置について検討している、との説明がなされた。

市長の政治姿勢と関連した問題として長洲一二神奈川県知事が提唱したアーバン・リゾート・フェスティバル（サーフ'90）開催の問題が取り上げられた。これは、四月二八日に開かれた相模湾沿岸各市町の首長と知事による「相模湾サミット」の席上、知事から構想が示されたもので、二年後の一九九〇年に三浦半島から湯河原にかけての沿岸で、海に関連したさまざまなイベントを繰り広げていこうというものである。「この構想をどのよ

うにうけとめているか」、「このイベントを本市としてはどのように位置づけていくのか」、「イベントには民間企業が大きくかかわっているが、行政が商業ベースに巻き込まれる心配はないか」などの質問が出された。これに対して葉山市長は、「二一世紀に向かって県民の貴重な財産である相模湾の活用について新しい視点で考えることは有意義であると思っており、本市としてはサーフ90に協力を惜しまない所存であります」と賛成の意向を表明するとともに、具体的な内容についてはまだ示されていないが、一過性のものとしてではなく、二一世紀にふさわしい、海をテーマとした文化の創造と地元経済の活性化につながるものとなるよう考えている。また、この年が市制施行五〇周年にあたることから、その記念事業との相乗効果も期待している、と答弁した。

また、一般質問では、本市のシンボルともいえる江の島の環境整備の問題も取り上げられた。江の島の公共トイレの改善や増設の促進、西浦漁港周辺の堆積土砂の問題、江の島の磯で遊べる工夫を、などというものである。トイレの問題について小林司計画建築部長は、周辺環境に調和した公共トイレのデザイン計画を今年度に作成し、あわせて不足箇所を明らかにしていく予定であることを明らかにするとともに、来年度から順次整備を進めていく方針である、と説明した。また、堆積土砂の問題について村岡武彦経済部長は、堆積土砂の上流部での改修作業は用地の確保が困難な状況にあると説明したうえで、早急に処理をさせていただくよう県の方にも要請しているところである、と報告した。

市長の政治姿勢と関連して、このほかに非核都市条例の問題が出された。「藤沢市核兵器廃絶平和都市宣言」を全国に先駆けて宣言して以来、広島ツアーや平和の輪を広げる一〇〇日間行動などで、市民のなかに、みんなで平和を守っていくこうとする意識が広がっている。市民の安全、健康、福祉を平和憲法の精神に立脚しながら市民みずからが守るといふ非核都市条例を、アメリカなどの先進都市に学びながら制定していく考えはないか」と

いう質問である。これに対して葉山市長は「非核宣言の内容を前進させるためには、守るべき事項を具体的に明示した条例にしていくことが必要になる。アメリカではシカゴ市、アシュランド市などの非核条例に見られるように、一九八四年ごろから各自自治体内での核兵器の生産、貯蔵、運搬などを禁止する条例が相次いで制定されている。市民の合意を得ながらその実現に向けて努力していきたい」と答弁した。

地域整備関係では、開校まで一年九カ月となった慶応義塾大学の問題が取り上げられた。「建設工事の着工の見通しは」、「市民大学講座や公開講座を設けていく考えはないか」、「地元からの推薦入学について慶応大学と協議していく考えはないか」などである。葉山市長はまず、着工の見通しについて、本年一〇月をめどに許認可の諸手続きを進めていること、この手続きが終了したのち、着工していく予定であること。公開講座等については、積極的に取り組んでいく考えであり、また、企業や各種団体が主催する講座についても実現できるよう慶応義塾大学と協議を進めていきたい、と答弁した。けれども、地元の特別推薦枠の問題については、文部省の考え方や私立学校としての性格もあり、地元で特別の推薦枠を設けることは困難であると思われる、と説明した。このほか、六会駅の橋上駅舎化の問題、辻堂南部地区の整備計画、都市計画道路横浜藤沢線の進捗状況、長後方面への下水道の整備状況、河川改修事業の進捗状況などが質された。

福祉関係では、老人の在宅福祉サービスの拠点として位置づけられている地域介護サービスの問題が取り上げられた。「サービスセンターの事業内容は」、「デイ・サービス事業とはどういうものが」、「南部地域にデイ・サービス施設を増設する考えはないか」等の質疑が出された。このうち、施設の設置について葉山市長は、南部方面に希望者の多いことを認め、今年度に藤沢地区にある東京養老院に併設すること。さらに、現在鶴沼に建設を計画している老人福祉センターにデイ・サービスセンターを併設することを検討していることを明らかにした。

清掃関係では、リサイクルセンター構想策定や生ごみの収集問題が取り上げられた。後者は収集について、これを週三回にしてほしい、「実施にあたってネックとなるのは何か」、「実施の見通しは」というものであった。これに対して志村達之輔清掃部長は、収集車の増加、職員の増員と庁舎が必要になること。また、ごみの集積が一日おきになるため集積所周辺の住民の理解を得る必要があること、などの課題を挙げた。そして、見通しについては、いましばらく期間をいただきたい、と答えるにとどまった。

常任・特別委員会の動き

建設常任委員会は六月八日に開催され、議案一件、陳情九件を審査した。その結果、議案は可決すべきもの、陳情一件が趣旨了承、六件が結論保留、二件が取り下げ承認と決定した。

結論保留となった六件のうち、五件がマンション建設にかかわるものである。ワンルーム・マンション建設に関する陳情、クレスト鶴沼の建設に関する陳情、五階建共同住宅の建設反対についての陳情、マンション建設に関する陳情、三階建マンション建設に関する陳情である。各陳情に対する市側の説明は「両者の話し合いで円満に解決できるよう指導していく」というものである。依然として市内ではマンション建設をめぐる、開発業者と近隣住民との間での合意の形成が容易でないことを示したものと見えよう。いずれも結論保留と決定した。

文教常任委員会は、六月一〇日に開催され、陳情三件を審査した。その結果、一件が趣旨了承、二件が結論保留と決定した。また、「その他」として、野外体験施設について、教育委員会から報告を受けた。趣旨了承となったのは、義務教育諸学校の学校事務職員・栄養職員給与費の国庫負担制度からの除外反対の意見書提出に関する陳情である。これについて、教育委員会側は国の補助金等の整理及び合理化に関する法律により、すでに教

職員恩給費の国庫補助率の削減などが行われていること、今後もこのような合理化が行われることは、本市財政への圧迫がさらに強くなる懸念されるなどの理由を挙げて、国に当該給与費を除外しないよう要望していきたい、と説明した。この説明を受けて、委員から「地方自治体の財政が圧迫される恐れがあるので、趣旨了承したい」との発言があり、この陳情を趣旨了承することに決定した。なお、野外体験施設について、教育委員会側は市内の各学校を対象に行った野外体験施設構想に対するアンケート調査の結果について、資料を提出して説明を行うとともに、二月定例会で論議された建設予定地（川上村）については、これを再検討し、適地のめどがついた段階で、議会に報告し意見を聞きたいとの説明を行った。

総務常任委員会は六月一三日に開催され、議案一件、陳情一件を審査した。その結果、議案は可決すべきものと決定し、陳情は三件が趣旨了承、八件が結論保留となった。趣旨了承となったのは福祉・教育予算の復元、地方財政確立についての陳情と厚木基地における航空機騒音対策についての陳情、厚木基地の騒音解消を図り良好な生活環境を求める陳情である。後者の二件の陳情は、湘南台自治連合会と厚木基地爆音防止既成同盟藤沢支部の各代表者から提出されたもので、日夜悩まされ続けている航空機騒音と、墜落事故などに対する不安の解消および住宅防音工事指定区域の拡大などを求めるよう、関係機関に対して意見書を提出してほしいという内容である。

審査に先立ち理事者側は、厚木基地の撤去と早期返還を基本として、これまでに県と基地周辺六市とともに政関関係機関および米軍に対して要請を続けてきたこと。また、住宅防音工事の指定区域の拡大については、さらに対象区域が広がるよう国に対して要望を続けていきたい旨を説明した。委員会では、地元住民の生活環境を守っていくためにも、住宅防音工事の指定区域を拡大することなどは必要と考えるとの発言があり、趣旨了承と決



暴走族対策としてのキャプターバーを設置（国道134号線）

定した。また、湘南ライフタウンの区域問題に関する陳情については、理事者はこれまでの経緯を説明し、「いましばらくの時間を」との説明がなされた。これを受けて、委員からは茅ヶ崎市が示した八月末解決に向かい、特段の努力を願いたい、との表明があり、結論保留と決定した。

民生常任委員会は六月九日に開催され、議案一件、陳情四件を審査した。その結果、議案は可決すべきもの、陳情一件は趣旨不承、二件が結論保留、一件が取り下げ承認と決定した。また「その他」として、火葬場整備計画と南部方面老人福祉センターについて理事者側の説明を受けた。結論保留となった二件は二月定例会でも結論保留となっていた水道水の水源に計画されている民間産業廃棄物処理場についての陳情と用田字女坂ならびに葛原字女坂台の一部土地を「産業廃棄物最終処分場」として有効活用促進に関する陳情である。前者の陳情については市側は、地元の山北町では町議会が全員反対で採択しており、県も安全面に問題があるとして国より厳しい排水基準を適用して対応していく方針であることが報告された。

特別委員会はいずれも定例会の閉会中に開催された。交通問題特別委員会は、五月二〇日に開催され、暴走族対策および横浜市営地下鉄の湘南台乗り入れのその後の経過について審査を行った。このなかで暴走族対策について市側は、警察が休・祝日の前日の深夜には検問を行い、交通規制による暴走車両の締め出しを実施しているこ

と、新たに県土木事務所がジグザク運転やUターン防止用に、中央分離帯にキャプターバー（コンクリート帯に道路鎮を打ったもの）を試験施工すること。また、これからも外食産業やガソリンスタンドの深夜営業の自粛要請等も継続する考えであることを説明した。なお、委員会終了後、夜間の暴走族の実態についての現状視察を行った。

地域開発整備特別委員会は、五月二〇日に開催され、北部第二土地区画整理事業の現地視察ののち、事業概要と今後の進め方について審査を行った。このなかで、市側は事業区域内の一地区は、区画街路の一部変更と施工期間および事業費の変更の必要が生じたこと。このため、事業年度を昭和四四年度から六七年度までとし、換地処分を六六年度とする予定で、総事業費が一九七億六〇〇〇万円となることなどが報告された。

災害・公害対策特別委員会は、閉会中の五月二六日に開催され、引地川河口で実施された水防訓練を視察した。また、健康と文化の森特別委員会は、閉会中の五月二三日に開催され、健康と文化の森計画の現状と今後の進め方について審査を行った。

こうした各常任委員会の審査結果は、定例会第三日の六月一七日の本会議に報告され、原案のとおり可決した。

二 昭和六三年九月定例会（九月五日～九月二二日）

九月定例会は、九月五日から九月二二日までの一八日間にあたって開催された。定例会初日の冒頭で会期を決定したのち、議案の受理、請願、陳情の受理、監査報告の受理等の議長報告が行われた。このなかで、議長会等の報告事項として、山本捷雄市議会議長が、小樽、長崎、龍野の各市議会議長とともに全国市議会議長会の副会

長に就任すること（会長は札幌市）、また、全国自治体病院経営都市議会協議会の会長市に選出されたことなどが報告された。藤沢市議会の議長が、全国市議会議長会の副会長に就任するのは、一六年前の昭和四七年に当時の仲戸川桃人議長が副会長に就任して以来のことで、昭和四一年にはじめて、当時の山口倉吉議長が就任して以来、三度目のことであった。

九月定例会には、市長から一五議案と四特別会計決算の認定が提案された。市長や議員の報酬を引き上げるための非常勤職員の報酬等に関する条例等の一部改正、（仮称）サンシルバー藤沢住宅建設工事や市営長後住宅建替新築工事（二期）などの工事請負契約、秋葉台温水プールの使用料を定める都市公園条例の一部改正、財政調整基金積立金二七億円余、（仮称）湘南台文化センター建設費二億四六〇万円、みどり基金積立金五億五〇〇〇万円余など七五億一四三万五〇〇〇円の一一般会計補正予算、それに、六二年度市民病院事業会計、下水道事業費特別会計、農業共済事業会計、西部土地区画整理事業費特別会計の決算の認定などである。

定例会初日の提案説明に続く二日目の九月七日の質疑では、補正予算に盛りこまれた湘南台文化センターの建設費をめぐる紛糾した。自由同志会の関根宗四郎議員は、二年前の六一年三月の予算等特別委員会での質疑応答を取り上げて、今回の措置は議会軽視ではないかと理事者側を追求した。「文化センターの建設事業費は」四〇億円でやるから御理解を、というように承知していた。けれども今回の補正予算案の資料では、プラス四億八七〇三万円という数字が出てきた。四〇億円で理解したのが、なぜここで、二年間で唐突に（二期工事分の）五割増し以上の数字がでてくるのか理解に苦しむ。「二年間に市民の意見だけを聞いて、議会の意見は一つも聞いていない」と追及した。これに対して山本篤三郎助役は「市民の要望を踏まえて、当初のオーブン形式の円形舞台をプロセスラム方式（額縁式の舞台）も可能な舞台に変えた。結果としてお約束を果たせなかったことに」

いては、重ねてお詫びを申し上げるところです。」と釈明した。これに対して関根議員は議会軽視ではないか、問題が今後起こらないような統一見解を示すように、と迫った。ここで休憩を求める発言があり、「暫時休憩」が宣言された。

それから約六時間後に会議が再開され、その冒頭、葉山市長は次のように陳謝した。

「昭和六一年度の予算委員会の中で湘南台文化センターの建設費については、四〇億円を超えないようにすると約束しておきながら、諸般の事情から約四億八〇〇〇万円の増額をせざるを得ない事態を招いたことは遺憾に存じます。……議会軽視という御指摘を受けました点につきましては、深く反省し、今後十分気をつけてまいります」

定例会二日目はこのほか、議案・認定の各所管の委員会への付託、市が出資している公社などの経営状況の報告に対する質疑、請願の上程・趣旨説明が行われた。このうち、県道菖蒲沢戸塚線のうち亀井野地区内下屋敷から新町田県道に通ずる道路新設に協力を求める道路新設に関する請願が採択された。また、字区域の変更および長後小学校給食調理室等新築工事、市営長後住宅建替新築工事の工事請負契約の締結については、委員会付託等を省略して可決した。

定例会三日目は、各常任委員会から、付託された議案等の審査結果が報告された。建設、民生、文教の各常任委員会では、いずれの議案も全員異議なく原案のとおり可決・認定すべきものと決定したとの報告がなされたが、総務常任委員会では一部の議案と請願に関しては採決が行われ、賛成多数で可決・採択すべきものと決定されたことが報告された。賛成多数で可決されたのは、非常勤職員の報酬などに関する条例の一部改正と消費税反対関係の五件の請願であった。本会議では前者の議案は討論が行われ、起立多数で原案のとおり可決し、後者の

五件の請願もまた起立多数で採択することに決定した。

こうして議案を処理したのち、一般質問にうつり、定例会最終日の九月二二日まで七会派一二議員が質問に立った。そして、一般質問終了後、議員提案による意見書が上程され可決された。「長期営農継続農地制度ならびに農地等の相続税納税猶予制度の堅持に関する意見書」、「精神障害者の医療・社会復帰・福祉施策充実に関する意見書」、「義務教育費国庫負担制度を堅持し、教育の機会均等と水準の維持向上を求める意見書」、「消費税導入に反対し不公平税制の是正を求める意見書」である。このように全議案が可決・認定されて、九月定例会は閉会となった。

一般質問

九月定例会の一般質問は、九月一九日から二二日までの四日間にわたって行われた。今回の質問者は、二見友久（自由同志会）、長谷川忠勤（民社クラブ）、宮地淳子（共産党）、落合四郎（自由同志会）、矢島豊海（市民党）、山口敏夫（社会党）、桑原正一（共産党）、増井秀夫（公明党）、木村栄子（社会党）、清水勝人（公明党）、柳谷亮子（市政市民会議）、杉山幸春（自由同志会）の七会派十二議員で、都市親善、財政、都市整備、福祉、教育などの問題を中心に市の考えを質した。

都市親善関係では、ソ連のヤルタ市との提携の問題が取り上げられた。「今年八月に市長はヤルタ市を訪問したが、その経過は」、「日ソ両国の歴史的経過から、ヤルタ市と姉妹都市交流を進めることは、多くの市民にとって感情的にも反対せざるを得ない状態にある」、「ヤルタ市と姉妹都市を希望するのかもしれないのか」、「ヤルタ市と都市提携は、市民の合意が得られるまで待つべきではないか」などの質疑が出された。

これに対して葉山市長は、以前からヤルタ市の市制一五〇周年記念祭に招かれていたこと、また今回は非核都市宣言自治体連絡協議会の会長としてレニングラードを訪れる機会があったために、あわせてヤルタ市を友好訪問した、と経緯を説明するとともに、市民感情については、最近ヤルタ市と市民代表などによる交流が行われており、こうした交流を深め、広げていくなかで、これまでの両国間の歴史的事実を率直に認め合い、理解し、親善を図ることが重要である。今後、市民と議会の合意を得ながら姉妹都市提携に向かっていきたいと述べ、ヤルタ市との提携を希望していることを明らかにした。

財政問題では、財政調整基金の問題が取り上げられた。九月補正予算案では、六二年度決算で、当初の見込みよりも市税収入が増収となったために、二七億七九七〇万四〇〇〇円もの積立金が計上されたためである。補正予算を審査した総務常任委員会でも、新総合計画後期事業が終了したあとの、六六年度以降の基金制度に対する質疑が出された。

一般質問では、財政調整基金積立金が約一一〇億円にのぼっていることについて、これが多いのか少ないのか、それは専門的な問題で一概にいうことは無理かもしれないが、市民に対しては、常に財政が厳しいと説明している。(積立金は)大型プロジェクト型であり、市民のきめ細かい要望に応じていただきたい。財政調整基金積立金に対する市の考え方は、具体的な目標額を示してほしい。愛の輪福祉基金、みどり基金という目的別の積立金制度については評価するが、東京都の品川区で実施している平和基金を導入する考えはないかなどの質問がなされた。

これに対して葉山市長は、積立額は本年度末に一〇六億円程度となる見込みであること、今後の考え方としては一定額を、大地震などの災害に備える基礎額として確保し、さらに、数年にわたる大規模事業の状況と財政事情



湘南なぎさプランで整備される湘南海岸公園

を考慮し、上積みする方針であると、抽象的な説明にとどまった。また、平和基金については、本市は平和問題を市政の重要な課題として位置づけ各種の事業を実施してきており、基金の創設については「前向きに検討して発足をさせていくように考えたい」と基金の設置を検討することを表明した。

都市整備に関連しては、新総合計画、湘南なぎさプラン、都市デザインなどの問題が取り上げられた。このうち、湘南なぎさプランは六月七月に県、藤沢市、茅ヶ崎市、平塚市、大磯町が共同で策定した計画で、湘南海岸が抱えている課題を総合的に解決し、この地域を良好な形で保全、整備を図るというものである。このプランのなかで、本市の市域部分ほどの程度進んでいるのか、江の島・片瀬・鶴沼海岸地区整備構想検討委員会が出した提言はどういうものか、住民参加による計画づくりという点で大変不十分ではないかなどの質問が出された。これに対して山本篤三郎助役は、このプランを進めるために、三市一町、商工会議所等の関係団体、関係企業、それに県からなる湘南なぎさプラン推進協議会がつくられ、現在具体案が検討されている。「文化・リゾート地区」整備構想という提言は、プランの拠点地域の一つとなっている江の島・片瀬・鶴沼海岸地区の整備内容を検討する

ための材料としてとりまとめられたものであり、片瀬橋から引地川河口までの地域については、三つのゾーンに分け、江の島駅寄りの東の地区に現在海岸公園全体に分散している施設を集約する。中央ゾーンは現在よりも緑をもった自然公園的なものにつくり上げていく。引地川寄りの部分についてはマリンスポーツやイベントの基地としての性格づけをしていく、という内容であると説明した。そして、住民参加の問題については、今後、構想を煮詰めていく段階で意見を聞き、検討するとともに県にも要望していきたいと答弁した。

都市整備関係ではまた、都市デザインについて質疑が行われた。「本市が推進している都市デザインとはなにか」、「都市デザインを推進するため、都市景観条例を制定することだが、その時期はいつ頃になるのか」というものである。葉山市長はこの質問に対して、都市デザインとは市民共有の都市像と地域の自然、歴史、文化などの共有財産を守り、生かしながら地域の特性に応じた固有の都市景観をつくり上げることを主要な目的としていること。都市の顔づくりから市内一三地区ごとの特性に応じたデザインの具体的展開を図っていく。現在、都市デザイン懇話会で、都市景観形成の手法について調査・検討結果のとりまとめを行っており、六三年度内の制定に向けて条例化の作業を進めていきたい、と条例制定の意向であることを表明した。

このほか、福祉関係では、福祉公社の設置、老人の歯科検診の実施、南部方面老人福祉センターの施設内容、後期事業計画における老人福祉施策の概要等が取り上げられた。また、教育関係では、中学校教育でのパソコンの導入に対する対応策や大庭小学校区内に建設が予定されている地域子供の家の概要等について質疑が行われた。さらに、交通問題では、主要幹線道路の整備の進捗状況、城南交差点の立体化問題が、災害では、八月の集中豪雨の被害状況や治水対策としての遊水地の必要性などの問題が論議された。

常任・特別委員会の動き

建設常任委員会は九月八日に開催され、議案六件、決算認定二件、陳情一〇件を審査した。その結果、議案は可決すべきもの、決算は認定すべきもの、陳情は四件が結論保留、一件が趣旨不了承、五件が取り下げ承認と決定した。また、「その他」として、理事者から佛金花舎の江の島の寺院建築計画にかかわる事前協議に関して報告が行われた。

結論保留四件、趣旨不了承一件は、いずれもマンション建設に関したものである。このうち趣旨不了承となったのは、引地川緑道沿いの三階建てマンション建設に反対する小林マンション共同住宅建設計画に反対する陳情であった。マンションの建設によって電波障害や騒音公害等が生じて住環境が悪化する恐れがあるので、近隣住民の合意が得られるまで建設に着手しないよう要望するというものであった。これに対して、市側は建設計画が法に適合していること、これまで五回にわたる話し合いが行われ、住民側からの五項目の要望に対して、事業者から回答がなされたこと、市としては、両者の話し合いの末、修正された建設計画がおおむね妥当なものだと判断されるので、着工後の問題については円満に解決できるよう指導していくとの説明が行われた。このため、委員からは、建築確認手続きを進めながら、工事協定の問題などについて話し合いを進めてもらうことを条件に、趣旨不了承したいとの発言があり、委員会としてはこの陳情を趣旨不了承と決定した。また、「その他」として市と事業者の間で協議が進められてきた江の島の寺院建設計画の問題が報告された。それによると、市が指示した事項について事業者から回答がなされたこと。このなかでは、特に懸念していた資材の搬入方法については、県立婦人総合センターの西側に設置されているケーブルクレーンを利用するというものであることが報告さ

れた。

総務常任委員会は、九月一三日に開催され、議案三件、請願五件、陳情八件を審査した。その結果、議案は可決すべきもの、請願は採択すべきもの、陳情は結論保留と決定した。採択された請願は、いずれも消費税導入に反対するという趣旨のものである。

これまでも政府の税制改革の動向を睨んで、大型間接税の導入に反対する請願等が市議会では採択されていたが、今国会に政府が消費税法案など税制改革関連の六法案を提出したことから、これに反対する請願が提出された。消費税の導入に反対する請願（三件）、消費税導入に反対する請願、不公平税制の是正を求め、消費税の創設に反対する請願の計五件である。これらの請願は、C O P O P かながわ生協藤沢市組合員委員会、藤沢市母親連絡会、藤沢生活と健康を守る会、新日本婦人の会藤沢支部および湘南地区労働組合協議会の各代表者から提出されたもので、一般消費税・売上税と同種の消費税の導入に反対する意見書を政府関係機関に提出してほしいというものである。

理事者側は消費税について、低所得者ほど重い税負担になるなどの懸念が指摘されていること。本市の税収面では、増減税差し引き約二億五〇〇〇万円の減となり、また、歳出面では六三年度当初予算ベースで約一四億円の支出増が見込まれていると説明した。委員会の審査では委員の意見は分かれた。「現行税法系は、必ずしも現在の経済情勢に適合しているとはいえない。将来の長寿社会に向かって、不公平税制の是正を含めた税制改革は必要と考えるので、本五請願についてはこれを不採択としたい」（自由同志会）。「国民の大多数は、税制改革の必要性を認識している。税制改革は、まず不公平税制を是正したうえで日本の将来展望を考え、国民の合意を得て実施すべきである。今回の消費税導入は時期尚早であるので、本五請願は採択としたい」（民社クラブ）。

「消費税は、すべての物品、サービスに課税されるため、国民生活を圧迫するものであり、弱者ほど税負担が重い逆累進性の税である。また、減税財源は現行の不公平税制の是正によるべきである。よって本五請願を採択したい」。(社会党、市政市民会議、公明党、共産党)となった。そして採決の結果、挙手多数により、採択すべきものと決定した。

総務常任委員会ではまた、これまで結論保留となっている湘南ライフタウンの市境関連の陳情が審査された。席上、理事者側は、茅ヶ崎市に対して提案した等積交換を伴わない方法での予定線の変形調整案については、茅ヶ崎市内部で現在検討中であることが報告され、委員会はこの陳情を結論保留と決定した。

文教常任委員会は九月一二日に開催され、請願一件、陳情二件を審査した。その結果、請願は採択すべきものの、陳情二件は結論保留と決定した。また、「その他」として、江の島の緑と景観の保護についての請願ならびに江島山修学院建設計画のその後の経過についてなど教育委員会から報告をうけた。

採択すべきものと決定した請願は、湘南教職員組合から提出された義務教育費国庫負担制度を堅持し、教育の機会均等と水準の維持向上を求める請願である。審査に先立ち、教育委員会は、六〇年度から旅費・教材費が国庫負担制度から除外されて以降、恩給費、共済の長期給付費等の一部が削減され地方負担となった。大蔵省は六四年度の予算編成にあたり、補助率削減が六三年度で終了するにもかかわらず厳しい財政事情を理由に継続する姿勢を崩していない。公立小・中学校等の学校事務職員、栄養職員の人件費についても国庫補助の対象外にしようとしているなどを説明した。委員からは「国庫負担率を還元させることなどにより財政面において地方自治の確立につながるものと考え、本請願は採択すべきものとした」との発言があり、委員会として採択すべきものと決定した。

民生常任委員会は九月九日に開催され、決算認定二件、陳情四件を審査した。その結果、認定二件はいずれも認定すべきもの、陳情は二件が趣旨了承、一件が結論保留、一件が取り下げ承認と決定した。

趣旨了承となったのは長期営農継続農地制度および相続納税猶予制度の堅持に関する陳情と精神障害者の医療・社会復帰福祉施策充実に関する陳情である。このうち、前者の陳情は六月に政府が決定した総合土地対策要綱によって、本市市街化区域内の農業は、重大な局面に立たされることになる。このため国に対して、現行の長期営農継続農地制度と農地等の相続納税猶予制度を堅持することを求める意見書を提出してほしいというものである。委員会では「都市農業を守るためには、農業者の努力ばかりでなく、何としても現行制度を堅持していかなければならない」という点から、趣旨了承としたい、「市街地の農地を守っていくことが必要であろうと考える」にきている。この陳情が全国的に大きな運動として広がり、政府を動かしていくことが必要であろうと考える」と発言があり、趣旨了承と決定した。また前回結論保留となった水道水の水源に計画されている民間産業廃棄物処理場についての陳情に関連して、市側は地元 of 山北町の動向については、神奈川県環境アセスメント審査会の結果待ちの状況で、六月以降変化のないこと、計画を予定している事業者の概要等についての報告が行われ、今回も結論保留となった。

こうした各常任委員会での審査のほか、災害・公害対策特別委員会は、防災の日の九月一日に開催され、当日、湘南台中学校の校庭で行われた総合防災訓練を視察した。

三 昭和六三年一二月定例会（十一月二十八日～十二月二日）

一二月定例会は、十一月二十八日から十二月二日までの二四日間にわたって開催された。定例会初日の十一月

二八日、まず、昭和六二年度一般会計歳入歳出決算の認定をはじめ、北部第二（二地区）土地区画整理事業費特別会計ほか九特別会計の歳入歳出決算の認定議案が上程され、市長がその主要な施策の成果ならびに予算執行状況について説明を行った。そして二日目の一月三〇日目には若干の質疑を経て、定数一三人を以て構成する昭和六二年度決算特別委員会（二見友久委員長・自由同志会、五十嵐紀子副委員長・社会党）を設置し、これに審査を付託することを決定した。

定例会三日目の一月七日には、専決処分承認、町の区域の設定、（仮称）湘南台文化センター市民ホール建設建築工事請負契約の締結、市税条例の一部改正、茅ヶ崎市計画事業堤地区土地区画整理事業施行に関する条例の廃止、一般職員の給与に関する条例の一部改正、六三年度一般会計補正予算など二五議案が提案された。そして、四日目の一月九日には質疑を行い、各所管の委員会への付託を決めたほか、一部の議案については、委員会への付託を省略して原案のとおり可決した。ひきつづき、日本鉄道共済年金の制度確立を求める請願と「リクルート疑惑」の徹底説明を求める請願が上程され、前者は質疑、討論ならびに委員会への付託を省略して採択を決定した。また、後者の請願については総務常任委員会への付託を決めた。

定例会五日目の一月一九日には、各所管の委員会から審査結果が報告された。まず、決算特別委員会の審査結果が報告され、各会派代表による討論が行われ、委員会報告のとおり決算関連の一一議案を認定することに決定した。また、建設、民生、総務の各常任委員会の報告も行われ、いずれも委員会報告のとおり可決した。ついで、六会市民センター体育施設新築工事請負契約の締結（議案第七〇号）が上程され、説明が行われた。ひきつづき一般質問にうつり、定例会七日目、最終日の一月二二日まで行い、九議員が質問に立った。そして一般質問終了後、議案第七〇号が可決され、固定資産評価審査委員会の選任および「日本鉄道共済年金の制度確立

を求める意見書」ほか三件の意見書および「交通事故防止対策の強化徹底に関する決議」が上程された。これに對して議会は固定資産評価審査委員会委員について、秋元保、杉山好一兩氏の選任に同意するとともに、既述の意見書・決議を可決し、閉会した。

なお、定例会開会中の二月十九日には、議員全員協議会が開催され、理事者から新総合計画第二次基本計画後期事業計画の見通しについて、次のような説明をうけた。

新総合計画第二次基本計画後期事業計画については、六月七日の議員全員協議会で説明を行った後、地区別市民集会においても討議を行い、その結果を踏まえて数項目を修正した。主な修正箇所は次のとおり。高齢化社会対策については、長期的視野に立って、「二一世紀に向かった高齢化社会へのまちづくり」の実現に努める。みどり基金については、目標額を増加する。総合都市交通体系については、(仮称)亀井野戸塚線の俣野―藤沢町田線間の整備と、鎌倉片瀬藤沢線の藤沢橋付近の拡幅改良を県に要望する。地区内幹線道路では、辻堂駅遠藤線を「健康と文化の森」計画地域へ延伸する。都市計画道路については、(仮称)遠藤宮原線の高倉遠藤線から西の谷地区までの整備を行う。義務教育施設の整備については、長後中学校の全面改築を追加し、湘洋中学校・藤沢小学校・長後中学校の屋内運動場と湘洋中学校・長後中学校のプールの改修を行う。市民文化活動の充実については、文化行政の振興を図るため、基金の設置・財団の設立を図る。平和と都市親善については、長期的・継続的に財源を確保するため、基金の設置を図る。

決算特別委員会

昭和六二年度決算特別委員会は一月三〇日に設置され、二月一日、二日、五日および六日の計四日間にお

たつて審査を行った。六二年度の決算額は、一般会計では、歳入総額八六三億三九七二万円、歳出総額八〇二億九五二五万円、歳入歳出差引額六〇億四四四七万円。一〇特別会計決算は、歳入総額三六四億八七五一万円、歳出総額三三九億二二万円、歳入歳出差引額二五億八七三〇万円で、総計決算における歳入歳出差引額から翌年度への繰越財源を控除した実質収支は八〇億九一六〇万円の黒字となった。

委員会では人件費（総括）、議会費、総務費、環境保全費、民生費等の順で審査を進めた。

総務費では、『広報ふじさわ』の配布方法等について行ったアンケート結果について聞きたい、「行政訴訟事件が多くなっているが、本市の人口規模ならびに現在抱えている行政案件などを考えるとき顧問弁護士を増員する考えはあるか」等の質疑が出された。これに対して、六二年八月・九月に往復葉書で実施したアンケート結果については、自治会長、配布責任者、一般市民約二四〇〇人を対象に実施し、回収率は五〇・八パーセント、そのうち現行の自治会経由による配布を希望する人が約七〇パーセント、新聞折り込みを希望する人が約三〇パーセントであったと報告された。また、弁護士を増員については、「現行の人数のままでも十分対応できるものと考えている」との答弁がなされた。

衛生費では、「家庭から出るごみの三分別収集については市民に対しどのように指導・PRしているのか」という質疑が出された。この問題について理事者は、「三分別収集については全世帯にパンフレットを配布したり、市の広報に特集号を組むなどして目的と方法を周知し協力を願っている。有害廃棄物は主に乾電池であるが、廃乾電池回収箱等によって回収を呼びかけているが十分とはいえない状況である。今後とも収集に力を入れるとともに高度な処理ができるような装置の導入を検討したい」と答弁した。

農林水産業費では、カドミウムの汚染対策が取り上げられた。「瀬郷のカドミウム汚染対策事業費について聞

きたい」との質問が出された。これに対して理事者側は「六二年度はカドミウム汚染の被害を受けた農業者への貸付金が主なものである。六三年度予算では土地の利用方法によっては二次汚染の心配もあるので、汚染土を一カ所に集めるなどの現況の測量、地番の調査ならびに汚染状況の再調査の経費を計上している。さらに現在では県環境部と汚染土の処理や二次汚染防止対策について協議している」と説明した。

土木費では、一〇〇万円の負担金を支出している財団法人リバーフロント整備研究センターの概要や都市景観条例策定にあたっての市民参加の問題が質された。「都市デザイン懇話会の提言では、今後のまちづくりについて市民参加のなかで展開していくとのことだが、都市景観条例の策定にあたっては市民の参加を得ていく考えなのか」との質疑が出された。この研究センターについては、昨年九月に、都市の水辺空間の利用や保全などの技術的な側面を調査研究するために設立されたものであり、本市関連の事業としては「ふるさとの川モデル河川」に指定されている引地川の整備手法を、研究センターの協力を得ながら県において進めているとの説明が、また都市デザインについては、都市景観条例は手続的な条例にとどめたいこと、市民参加は条例化のあとに、実際のまちづくりを進めるなかで行うよう考えているとの答弁がなされた。

また、歳入部門では市営住宅の家賃滞納の問題が取り上げられた。「市営住宅使用料の収入未済額が約二一〇〇万円と、調定額の約七パーセントの額となっているが、高額滞納者等の数について聞きたい」というもので、その実数などが説明された。

特別会計決算関係では、「保険給付費のうち高額医療費が前年度に比較して一六・八パーセント増加しているが、最近の傾向として重病患者数が増加しているのか」（国民健康保険事業費）、「保留地処分金収入が予算現額を上回って収入されているが、その理由は」（北部第二（一地区）土地区画整理事業費）、「この地区の中で埋蔵

文化財の調査が長い時間をかけて行われているが、事業計画に影響はないのか（北部第二（二地区）土地区画整理事業費）、「さいか屋からの保留床処分金については六一年八月に二億一〇〇〇万円が繰り上げ納付されたが、これによって返還総額とその内訳は幾らになるのか」（藤沢駅北口市街地再開発事業費）などの質疑が行われた。このうち、さいか屋については「保留床処分金総額が八七億四五〇〇万円余で、内訳は元金が五八億一〇〇〇万円余、利子が二九億三二〇〇万円余である」との答弁がなされた。

こうした審査を踏まえて、各党派による一決算に対する討論が行われ、採決の結果、全員異議なく認定すべきものと決定した。これを受けた定例会五日目の一月一九日の本会議に、委員会での以上のような審査結果が報告された。ついで、各党派の代表討論が行われ、要望、意見を付してすべての決算を認定することを表明した。そして本会議は採決に入り、全決算を委員会報告のとおり認定することに決定した。

一般質問

一二月定例会の一般質問は、一月一九日、二〇日、二一日の三日間にわたって行われ、六党派九議員が質問に立った。栗原義夫（自由同志会）、井上好明（自由同志会）、鈴木明夫（民社クラブ）、加藤章二（公明党）、滝沢茂男（自由同志会）、中山五福（社会党）、今村信也（共産党）、柳谷亮子（市政市民会議）、桑原正一（共産党）の各議員である。

一般質問では、湘南貨物駅跡地利用計画、公共料金の見直し、野外体験施設の建設、市制五〇周年記念事業の概要、辻堂羽鳥踏切立体化事業の進捗状況、慶応義塾大学藤沢キャンパスの着工見通し、九八年の神奈川国体、暴走族追放のための外食産業の深夜営業の自粛問題などが取り上げられたが、本定例会では、さらに昭和天皇の

病状に関連した質疑が繰り広げられた。

市議会与党会派の議員は、昭和天皇が九月一九日に吐血して以降の「最近の自粛ムード」の問題を取り上げた。自粛ムードで市民まつりが中止されたが、直前の中止で、準備してきた団体、特にバザーの収益が活動資金に大きなウエイトを占める団体には痛手だった。救済措置はどうされるのか、と質した。また、二月七日に本島等長崎市長が、長崎市議会で「天皇に戦争責任はある」と発言したことに関連して、葉山市長に対して本島市長の発言についての見解を求めるとともに、記帳所設置の理由、Xデー以後の対応などを質した。

葉山市長は、九月二四日、二五日の市民まつりの中止については、実行委員会に開催の決定権があり、市独自の判断のみでは実施できないことになっている。市民各層から実施について賛否の電話などが多く寄せられたので、三日前の九月二二日に実行委員会を開き、検討の結果、全員一致で中止を決定した。障害者や青少年団体などが期待していたバザーが開催できなかったため、一〇月二二日に藤沢駅北口広場での緑と花いっぱい運動のキヤンペーンの際や、十一月二日から二七日まで七日間、辻堂地区のスーパリーの協力でバザーなどに優先的に参加させていた、と説明した。

市長はまた、長崎市長が天皇は第二次世界大戦の戦争責任があると明言していることについては、天皇の戦争責任については、国の内外さまざまな形で評価は大きく分かれているが、天皇の位置づけについては、現憲法の基本理念である主権在民を大前提に、民主主義、基本的人権、戦争の放棄、平和主義、地方自治の確立、こういう視点に立って、そのうえで日本国の象徴であり日本国民の統合の象徴としての天皇の位置づけがあるというふうに理解している、と自らの認識を披瀝した。そして、「私も非核都市宣言自治体連絡協議会の会長として、また沖縄での非核シンポジウムに参加するなど、本島市長を個人的によく知っている。自分の良心に忠実な、

温厚で誠実な方」と前置きしたうえで、「原爆投下で七万四千人の市民を失い、いまま原爆症に苦しむ市民を抱えている市長の心情として、よく理解できるわけでありませし、また、さわやかで本島さんらしい勇氣ある発言である」と答えた。市長はまた「いろいろな意見があるのは当然だと思うが、自分の考えと違うものを認めないという動きが出ているのは、戦前の暗い時代を思わせる」とも述べ、長崎市長の発言に理解を示した。

また、記帳所の設置については、「市民の要望もあり、利便を図った」と述べ、Xデー後の対応については、「市および教育委員会での扱いについては現時点では検討しておりませし、国・県からの指示も一切ございませし」と答えた。

常任委員会の動き

総務常任委員会は二月一五日に開催され、議案五件、請願一件、陳情八件を審査した。その結果、議案は可決すべきもの、請願は継続審査すべきものと決定し、陳情は趣旨了承が二件、結論保留が二件、趣旨不了承が四件と決定した。また、「その他」として、公共料金の見直しおよび（仮称）湘南台文化センターの建設経過についての報告を受けた。

趣旨了承となったのは、相模登録事務所を二分割し、新たな「湘南ナンバー」を作るよう関係当局に働きかけを願う陳情と自動車検査登録事務所新設誘致・湘南ナンバー実現への陳情である。この二つの陳情については、これまで結論保留となっていたが、その後の動向を考慮した結果、趣旨了承となった。これを踏まえて、定例会最終日には、「相模登録事務所を二分割し、新たに「湘南ナンバー」の創設を求める意見書」を可決した。

趣旨不了承となったのは、湘南ライフタウン茅ヶ崎地区の藤沢市への編入に関する陳情（陳情第六二第五号）



茅ヶ崎市との市境問題で陳情が出された湘南ライフタウン

第八号)である。そして、湘南ライフタウン藤沢地区の茅ヶ崎市への編入反対の陳情(第二〇号)および湘南ライフタウンやよい自治会地区の藤沢市編入早期実現についての陳情(第四号)の二件が結論保留となった。

趣旨不了承となった四件の陳情は、これまで結論保留となっていたものである。ライフタウンは西北部分に市境が入りこんだ形になっており、これを藤沢・茅ヶ崎両市が九ヘクタールずつ等積交換して、境界をすっきりさせる覚書が結ばれていた。ところが、これによって編入対象となる住民を中心に、ライフタウンは「一つの街」という住民の認識から、生活に密着した藤沢市に編入、または茅ヶ崎市編入反対の陳情となっていたものである。今回、不了承となった陳情は、ライフタウンの堤地区(茅ヶ崎市)の住民の要望で、この地区は覚書でも、藤沢市の示した変則境界線でも茅ヶ崎市域となるところであるが、「ライフタウンの茅ヶ崎市域は藤沢市に」編入したいと陳情していたものである。

これより三日前、同地域の住民が茅ヶ崎市議会へ提出していた藤沢市への編入を希望した陳情について、茅ヶ崎市議会は、一月二二日の市議会総務常任委員会で、九月の市議会に次いで、この陳情を再度、

不採択とした。また、茅ヶ崎市長はこれに先立つ十一月二十五日の記者会見で、藤沢市が「最終案」として示している変則調整案は受け入れられない意向を強く示していた。藤沢市が示した最終案とは、九ヘクタールずつ等積交換して市境を定めるという当初の予定線の取り決めに改め、①茅ヶ崎市から編入する部分を予定通り藤沢市が受け入れた上で、藤沢市から茅ヶ崎市に変わる部分も藤沢市にとどめる、②これによって茅ヶ崎市の面積が九ヘクタール減ることになるが、小学校の教育受託期間を「永久化」することで、同市のマイナス分を補填する、という内容であった。

藤沢市議会の総務常任委員会での審査に先立ち、市側はこの陳情に対して次のように説明した。

陳情した住民の地域は、両市間で調整中の等積交換を伴わない方法での変形調整案から除外されている。茅ヶ崎市議会でも同趣旨の陳情が、二度にわたり不採択となっていることから、要望には添えないと判断している。また、陳情第四号および第二〇号については、変形調整案との関連で、まだ、調整する余地を残しているため、解決に向けさらに努力をしたい。

こうした説明を受けたのち、質疑・討論に入った。「ライフタウンは一つのまちであり、開発の経過からいっても市境問題は、両市に解決責任がある。また、住民自治は住んでいる者の合意が必要と考えるので、今後とも関係者の努力を促し、すべての陳情を結論保留としたい。」「市境問題解決については、両市の話し合いを行政協力研究会等で進めてきた結果、県道藤沢・寒川線での市境変更が現実的に不可能と考えられること、また、茅ヶ崎市議会の動向からも現在茅ヶ崎市、予定線でも茅ヶ崎市の住民から出された第五号から第八号までの四陳情は、残念ながら趣旨不承とした。第四号および第二〇号は、教育問題を含め、解決に向け粘り強い交渉を期待して結論保留としたい」と委員の意見は分かれた。採決の結果、陳情第四号と第二〇号については、全員異議

なく結論保留と決定したが、第五号（第八号）については、挙手多数により、趣旨不承と決定した。これによって、市境問題は新局面を迎えることになった。

文教常任委員会では、「予算凍結」となった野外体験施設について、川上村に代わる候補地として長野県南牧村が浮上した。

文教常任委員会は、閉会中の十一月二日、二三日および十二月二日と十二月定例会中の十二月一四日に開催された。閉会中の委員会では、野外体験施設のその後の検討経過について教育委員会から説明を受け、審査を行った。さらに二三日には、同施設建設新候補地（長野県南牧村柚添川沿岸）の現地視察を行った。一方、定例会中の委員会では、陳情二件を審査し、その結果、二件とも結論保留と決定した。また、「その他」として、野外体験施設のその後の検討経過について、教育委員会から次のような説明を受けた。

野外体験施設の場所選定については、基本構想の理念や、議会から指摘された諸点を考慮し、県内外二〇数カ所を対象に検討してきた結果、総合的に判断するなかで長野県南牧村の柚添川沿岸を最終的な候補地とした。この場所を選定した大きな理由としては、周辺地域に豊富な動植物が生息していることや雄大な自然が将来にわたって確保されること、また医療施設が付近に整備されていることなどによるものである。建設にあたっては、買い取りという条件のなかで、約三万三〇〇〇平方メートルの区域を取得し、施設については、諸機能を統合させることで必要最小限にとどめ、当初計画より建設費を縮小していきたい。

こうした説明に対して、委員からは、将来周囲が俗化しないか、通年利用の場合の問題点、管理運営をどうするか、用地の価格、勤労体験が可能かなどの質疑が出された。

民生常任委員会は、閉会中の十一月一七日と、定例会中の十二月一三日に開催された。十一月一七日の委員会

では、九月定例会で結論保留となった陳情の山北町に計画されている民間産業廃棄物処理場予定地の現地視察を行った。また、一月一三日には議案一件、陳情二件を審査した。その結果、議案は可決すべきもの、陳情二件は結論保留と決定した。また「その他」として、江の島岩屋洞窟再開事業計画の経過と、市民病院本館改修整備の概要についての説明を受けた。

建設常任委員会は一月二日に開催され、議案四件、陳情一〇件を審査した。その結果、議案は可決すべきもの、陳情は九件が結論保留、一件が取り下げ承認と決定した。

常任委員会のほか、閉会中には三特別委員会も開催された。地域開発整備特別委員会は一月一八日に開催され、柄沢特定土地区画整理事業と西部土地区画整理事業とを視察した後、当該事業の概要と今後の進め方についての審査を行った。

交通問題特別委員会は一月一七日に開催され、新湘南国道を現地視察したのち、新湘南国道開通後の東西方向の通過交通の変化、沿線住民への騒音などの影響、さらに今後の延伸計画についての審査を行った。

災害・公害対策特別委員会は一月二二日に開催され、引地川右岸の地下水調査結果についての審査を行った。

このうち、建設、民生、総務の各常任委員会の審査結果は、定例会五日目の一月一九日の本会議に報告され、委員会報告のとおり可決した。

四 平成元年二月定例会（二月二五日～三月二九日）

二月定例会は、二月二五日に開会され、会期を三月二四日までの二八日間と定めて、審議に入った。

本会議初日の二月二十五日には、昭和六三年度一般会計、特別会計補正予算、専決処分承認（元号の改正に伴う関係条例の整理に関する条例）、専決処分の承認（職員の勤務時間等に関する条例に規定する休日の特例に関する条例）、昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例の制定など六三年度関係議案の上程説明と、平成元年度一般会計予算および一四特別会計予算、平和基金条例の制定、都市景観条例の制定等、関係議案の全般に対する葉山峻市長の施政方針演説が行われた。

定例会二日目の二月二十七日には、六三年度関係議案に対する質疑が行われ、このうち、専決処分の承認や昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例等、一一議案を議決し、報告を除く一五議案を所管の各常任委員会に付託した。これを受けて、二月二十八日から三月四日までの五日間は、建設、民生、文教、総務の各常任委員会が開催され、付託された議案等の審査を行った。

定例会三日目の三月八日には、各常任委員会から審査報告を受け、議決ののち、各会派の代表質問にうつり、一〇日までの三日間これを行った。そして、三月十一日の代表質問終了後、定数二二人をもって構成する平成元年度予算等特別委員会（落合四郎委員長・自由同志会、山口敏夫副委員長・社会党）の設置を決め、議案の審査をこれに付託した。

予算等特別委員会は、日程を三月一三日から一七日、二〇日および二二日の七日間と定めて審査に入った。しかし、三月一七日は審査の途中で、消費税を盛り込んだ関係条例議案（四特別会計）の取り扱いをめぐる紛糾したため、審査に入ることができず延会となった。二〇日、二二日および二三日も取り扱いを協議したが調整がつかず延会となり、その後、市長から消費税関連条例議案の訂正が提出された。消費税法の平成元年四月一日実施に伴い、使用料などにかかる消費税額の付加措置を講ずる期日を、市民病院診療費は九月一日、中央卸売市場

の業務使用料と大庭台墓園管理料は一〇月一日から改定するといふものであった。このため、委員会ではこの訂正が本会議で承認されることを前提に審査を進めることになった。そして、当初の審査の予定をさらに二四日および二七日の二日間延長し、計一〇日間にわたり審査を行った。このため、定例会の会期も五日間延長された。

定例会最終日の三月二十九日には、予算等特別委員会からの審査報告を受けたのち、平成元年度一般会計予算および一四特別会計予算ならびに関係議案等の全議案が可決された。また、「現行公的年金制度の維持等を求める意見書」、「育児休業法の早期制定を求める意見書」、「労働時間短縮の促進に関する意見書」、「国庫補助負担率引き下げの恒久化、延長をやめ、速やかな復元を求める意見書」が可決された。

なお人事案件では、教育委員会委員について、神部昭三氏（再任）と長野實氏（新任）の任命に、監査委員については松岡磐木氏（再任）の選任に、それぞれ同意した。

平成元年度の施政方針と代表質問

二月定例会初日の二月二五日、葉山市長は平成元年度の市政運営の方針と予算の概要について説明した。

まず、経済の見通しについて、内需の拡大に伴い我が国の実質経済成長率が政府の見通しよりも大幅に上回るものと見込まれているとの認識を示した。そして、「元年度の地方財政にとって最大の課題は、消費税導入による財源措置と高率国庫補助金等の補助負担率の復元問題である。」と指摘して、各自治体が予算編成で混乱している消費税問題に言及した。「消費税の導入を中心とする税制改革による地方自治体の歳入減、歳出増は多大であり、一方、国庫補助金の削減は三年間の時限立法にもかかわらず、元年度以降も継続等が行われるなど、地方

自治体財政への影響は厳しいものがある」とした。また、昭和天皇の崩御に触れ、「激動の昭和時代が幕を閉じ、平成の時代を迎えました。昭和の時代を振り返りますと、まことに感慨深いものがあります。悲惨な戦争体験を経て、今や日本は世界の豊かな国の一つとして繁栄のなかにあります。この経済発展は、勤勉な国民性と技術革新によるものではありませんが、その原点は悲惨な体験をもとにした平和への強い願いと国民の不断の努力による。四〇数年に及ぶ平和への維持の結果であると思います」と昭和の時代を回顧した。

ついで、予算編成にうつり、地方財政計画とその影響、とりわけ地方交付税不交付団体への影響に触れ、本市の市税収入の見通しについて、前年度当初よりも八・八パーセントの増を見込んだことを明らかにした。そして、本年四月から導入される消費税への対応について、「地方自治体の公共料金についても原則的に課税対象となりますが、本市が独自で検討してまいりましたルール化による料金の適正化との関連もあり、なお調整を図る必要がありますので、納税義務の生ずる四会計に限り、消費税の転嫁をさせていただくこととし、一般会計については見送らせていただきました」と市の対応措置を説明した。

そして平成元年度は、新総合計画第二次基本計画の仕上げに入る年であり、積極的な予算を編成した結果、一般会計で八九一億五八八〇万六〇〇〇円、特別会計で七二億九七五二万九〇〇〇円、総額で一六一億五三三万五〇〇〇円、前年度当初予算と比較すると、一般会計で、一〇九・一パーセント、特別会計で一〇八・五パーセント、総額で一〇八・九パーセントとなったと説明した。

ついで、平成元年度の重点施策の説明にうつり、福祉と健康、安全で快適な環境、豊かな生活の場、市民文化、市民参加の各項目に分けて、関連する主な事業や新規事業などについて、その概要を説明した。このうち、主な事業としては、下水道建設に一三八億円、湘南台文化センター第二期工事に二二億円、健康と文化の森整備

に一九億円、市民病院本館改修に一〇六億円などが、また、新規事業としては、平和基金の積立二億円、ナイトケア、介護手当て支給など寝たきり老人対策五八〇〇万円、岩屋洞窟再開事業五〇〇〇万円、博物館建設準備費一億二一〇〇万円などが説明された。

平成元年度一般会計予算、特別会計予算など四一議案に対する代表質問は、三月八日、九日、一〇日の三日間にわたって行われた。質問には七会派八議員が立ち、市長の政治姿勢、財政問題、都市整備、福祉などについての考え方を質したが、特に、消費税問題に各会派の関心が集中し、次のような質疑が行われた。

「市長は消費税に反対の立場を貫かれていた。しかし、消費税法が昨年一二月三〇日に公布され、自治体は導入に踏み切らざるを得なかった。東京都や県下でも、一般・特別会計とも条例化していない市が何市かあるなかで、当市は特別会計について条例案を出しているが、いかなる市長の政治的判断によるものか」（自由同志会・鈴木恒夫議員）

「公共料金への消費税の転嫁を見送る自治体が増えてきている。県内の一九市中、特別会計について三月七日現在で見送りまたは延期は一〇自治体にもなっており、その混乱の状態を物語っている。消費税には反対の立場であるが、こうした諸般の事情を踏まえ、上程されている四特別会計については、実施時期を延期するなどして柔軟に対応していただきたい」（社会党・五十嵐紀子議員）

「我が党議員団は二月八日に消費税の転嫁は市民に新たな負担を課すことになるので反対であると市当局に申し入れた。しかし、一般会計のみ見送るという対応では全く不満である。一般会計と同じく見直しをすべきではないか」（公明党・村上悌介議員）

「市長は繰り返し大型間接税には反対、消費税にも反対の立場を表明していた。この際、国に対し同じような

意見の首長と力を合わせて国に対し廃止を強く求めるべきではないか。……市の負担増の中身は。住民の生活を守るといふ革新市政の基本理念からも、他の自治体の対応からも市の提案は承認できない。撤回を求める」(共産党・宮地淳子議員)

「消費税による諸物価の値上がりは、特に年金生活者には重くのしかかる。このような時期に公共料金を改定することは適切ではなく、見定める時期がかなり必要だ。この消費税について組み替え等を考え、市長の判断を市議会から求められてきているのでは」(市政市民会議・西条節子議員)

「消費税の創設による市たばこ消費税も税率改正、電気・ガス税の廃止など市財政への影響は多々あるが、その詳細は」(市民党・矢島豊海議員)

こうした質疑に対して葉山市長は、法が施行された現実を踏まえ、市民生活への影響も考慮し、納税義務のない一般会計については、ひきつづき検討することとした。納税義務のある特別会計については、消費税を転嫁した場合、国税である消費税を市税で納めるといふ、税で税を納める不自然な状況が生ずるため、消費税転嫁の条例案を提出した。市財政への影響については、歳入で約八億円の減収、歳出で約一五億円の増、歳入歳出合計約二三億円の影響となる見込みである、と説明した。また、各自自治体の対応に関連して、鎌倉市、平塚市のように転嫁を見送る自治体、茅ヶ崎市、相模原市のように施行を四月以降に延期する自治体も増えていることに触れ、「したがって、議会の意向も伺いながら、その結果も踏まえながら検討したい」とも述べた。

自由同志会の鈴木恒夫議員は、まず冒頭で記帳所や日の丸の掲揚の問題を取り上げた。「昨年秋から、昭和天皇の御病気の御快癒を願ひ、市庁舎内に記帳所が設けられ、また崩御の際、市庁舎に弔意、弔旗の日の丸を掲揚した。私どもにとつてはしごく当然のことでありますが、どのような判断で行ったのか、その真意は」と質し

た。これに対して葉山市長は、日の丸については国民にもいろいろ議論がある。しかし、今までも外国の代表が藤沢市に見えるときには掲げたこともあった。今回も特別の事態ですので弔意を表したものである、と答弁した。

鈴木議員は、次いで消費税に対する取り扱い、福祉、教育、漁港整備、医療、地区整備等の問題を質した。このうち、市の将来展望に関連して、本定例会に提案されている都市景観条例を取り上げ、都市計画法の地区計画や、建設建築協定等とこの景観条例をいかに整合させ、地域特性にあったまちづくりを推進していくのか、市民の自主的な活動による景観形成を図る上での助成措置の仕組み、景観条例の実効性の担保などについての質疑が出された。

これに対して荻原万寿則助役は、都市計画法と景観条例にはおのおの目的とねらいがあり、二つの制度の特徴と有効性を相互補完しながら活用していく。江の島地区では地区計画決定を行っており、条例の適用を考えていきたい。条例自体は誘導を基本としたもので、市民と行政との協力と信頼、相互監視の視点に立って、指導、助言を図るなかで事業者等の協力を求め、実効性を確保していきたい、と説明した。

社会党の五十嵐紀子議員もまた、景観条例を取り上げ、景観形成地区指定までの市民参加のプロセスについての考え方を質した。これに対し荻原助役は、最初に地域住民がすぐれた景観形成を図ることを目的に景観形成協議会の設立準備会を結成する。次に、予定地区、景観形成の考え方を市長に届け出て景観形成協議会を設立する。その後、地区住民みずから景観形成の区域および形成計画と基準を定め、市長に申請を行い、都市景観審議会の意見を聞いたのちに地区指定等を受ける、というのが基本の手順であると説明した。五十嵐議員はこのほか、福祉、健康、農業、漁業、文化等を質したのち、市民参加と関連して市制五〇周年記念事業について触

れ、その概要を質した。「市制五〇周年記念事業のテーマは『海と緑と文化の創造』とのことだが、具体的な構想を聞きたい」とした。

葉山市長は具体的な構想について、記念事業の実施期間を平成二年四月から一〇月までの七カ月間と設定し、これを春、夏、秋に分けて実施していく。春は神奈川都市緑化藤沢フェアを中心とした緑のイベントを、夏はサーフ'90を中心とした海のイベントを、秋は音楽祭、市民まつりを中心とした文化イベントを行う。また、雰囲気盛り上げるさまざまな付帯イベントもあわせて行っていきたいと説明した。

公明党の村上悌介議員は、消費税の転嫁の問題で、一般会計への転嫁を見送ったことに対して、これは可としたいと述べたのち、公共料金の見直し問題に触れ、昨年一二月に、公共料金の見直しについて、行財政問題協議会から答申が出されているが、市民生活を守る立場から安易な値上げはすべきでないと考える。公共料金の見直しについて、市側はどのように考えているかと質した。

これに対して葉山市長は、この答申に基づき、①どのような行政サービスに対して公共料金を設定したらよいか。②公共料金の設定に当たり、その負担水準をどの程度にするか。③過去に設定した料金の改正はどのような条件が満たされたときに行うかなどを基本にして各料金の現状分析を行ったこと。その結果、だれもが日常的に受けられるサービスについては低い水準とし、営利活動の伴うものについてはサービス原価を賄える水準とする。さらに、便益を受ける程度や福祉、文化奨励の政策的要素を考慮するなど、市民生活に多大な負担増とならないよう検討を重ね、公共料金の見直し基準をとりまとめたところであると説明した。

村上議員はこうした財政問題のほか、福祉、農業、平和、都市基盤整備等の問題を取り上げた。このうち、平和基金条例が提案されたことに関連して、五億円の基金の運用と具体的な施策についての考え方を質した。葉山

市長はこれに対して、核兵器廃絶平和都市宣言にふさわしい市民を対象とした事業の経費に当てることにしている。具体的には憲法記念の集い、都市宣言記念事業、子供たちによる平和ツアー、平和交流会などを考えていると基金の運用について説明した。

共産党の宮地淳子議員は、消費税のほか、地方「行革」、総合計画、国民主権と民主主義について質した。「行革」関連では、国庫補助負担率のカットの恒久化問題を取り上げた。六〇年度から六三年度にかけて暫定的に国庫補助負担率の引き下げが行われてきているが、暫定期間の経過した平成元年度においても、その大部分が恒久化または期間延長されようとしている。これによる市財政への影響について質した。これに対して山本篤三郎助役は、引き下げ前と恒久化された国庫負担率の差により、市の負担は平成元年度で五億七〇〇〇万円余となっていると説明した。

宮地議員は質問の最後に、二月二四日の天皇の葬儀に関連して、政教分離の原則の問題を取り上げ、市長の考えを質した。これに対し葉山市長は、憲法学者の解釈を紹介し、次のように答弁した。

『儀式は天皇がその職務の一部として執行して参列するものであるから、いかなる宗教とも全く無関係なものでなくてはならない。すなわちあらゆる宗教的色彩を取り除いたものでなくてはならない。これは憲法が国家と宗教との分離の原則を採用していることから出てくる当然な結論である』こう申されております。政教分離についてはこのような考えに照らし合わせ、国民の疑惑を招かないことを希望したい』。

市政市民会議の西条節子議員は、市長の政治姿勢、財政、福祉、まちづくりについて質問した。政治姿勢では、海外との交流、審問機関の有り方、市制五〇周年事業への取り組みなどとともに、週休二日制の問題を取り上げた。本定例会に、第二および第四の土曜閉庁のための職員の勤務時間等に関する条例の一部改正が提案され

ためである。市庁舎は月二回土曜閉庁することになるが、病院や処理場などの現場については、どのように対処していくのかと質した。これに対して葉山市長は、交代制勤務職場や図書館等の一部公共施設については、職員が交代で休むことが困難であるが、こうした職場については勤務ローテーション等に配慮して、勤務条件の改善に努力したいと答弁した。

西条議員はまた、まちづくりに関連して、ごみの減量化対策を質した。埋めることや焼くことに苦心しているようでは困る。町田市のように資源化を目指し、藤沢市が七パーセントに目標を置いて努力すれば、ごみで財政が三億三六〇〇万円の無駄使いを止めることができるのではないか。市民と一緒に工夫、研究していかなければ減量化問題は軌道に乗らないのではないかと質した。これに対して志村達之輔清掃部長は、大変厳しい御指摘であるとしながら、市民の年齢や職業によってもごみに対する意識の違いがあること、また新住民にとっては前住地との違いもある。さらに、団体によって意見の違いもあると、意識の相違による取りまとめに苦労している現状を報告し、今後も、自治会、婦人会ならあらゆる団体を通じて話し合っていきたいと説明した。

民社クラブの内田松男議員は、市長の政治姿勢をはじめ、福祉と健康、環境、産業、文化等の問題を質した。市長の政治姿勢に関連しては、湘南ライフタウンの市境問題や市民病院の経営収支の問題を取り上げた。市境問題では、関係者の努力に敬意を表するとしたあと、市境問題は教育事務委託の問題とは裏腹であり、市長が苦慮されていることは理解できるが、これまでの答弁を踏まえて、変形調整案の実現に向けての決意を伺いたいと質した。また、市民病院の二〇〇床増床工事が終わり、五〇〇床規模の病院となり、四月からオープンすることを踏まえて、増床と職員定数増による病院経営での収支への影響や駐車場対策への対応などを質した。

葉山市長は市境問題について、一月二三日に茅ヶ崎市長とも会談して協議を行ってきたが、これまでのと

この結論を得るに至っていない。変形調整案が市民要望に沿った案であることを踏まえて、今後とも努力していきたいと答弁した。また、病院の運営について荻原助役は、新館建設や高度医療機械の整備により資産の原価償却費、企業債利息等の増加が考えられるが、病床占床率の向上等により、収支の安定確保に努めたいと説明した。そして駐車場対策については、タワー式の立体駐車場や二層式の駐車場などを検討している現状であり、当面、新館工事現場であった部分に五〇台程度の駐車スペースができる。しかし五〇〇床の病院としては不十分であり、本館改修工事終了までに整備していきたいと答えた。

市民党の矢島豊海議員は、財政問題、青少年問題、それに下水道行政を取り上げた。このうち、当初予算で最大の事業費を占める下水道行政について、第六次五カ年計画に至る整備と今後の事業展開を質した。

これに対して本島栄三下水道部長は、昭和三〇年度から公共下水道事業として整備をすすめ、昭和六〇年度末までの三一年間に、総投資額は、補助対象事業費として約四五六億円、市単独事業費として二八〇億円、計七三六億円を投入、六〇年度末の行政人口普及率が五四・八パーセントとなったこと。六一年度からの第六次五カ年計画では、村岡地区と北部方面に向けての善行地区に重点を置き、このほか南部処理区、相模川流域処理区合わせて約六七三ヘクタールの面整備を進める。総事業費として五一〇億円を見込んでおり、最終年度の平成二年度末の行政人口普及率を六八パーセントとしていること。また、平成三年度からの第七次五カ年計画では、市街化区域の今世紀内整備完了を目指して、石川、今田の両ポンプ場の完成、六会、湘南台、長後地区へと積極的に整備を進めると説明した。

代表質問の最後には、自由同志会の二見友久議員が立ち、国旗、日の丸、湘南なぎさプランに基づく湘南なぎさシティ計画、中央卸売市場問題、農林水産業、都市整備等の問題を質した。このうち、なぎさシティ計画につ

いて荻原助役は、境川河口右岸から片瀬江の鳥駅にかかる約一〇ヘクタールの地区を世界に誇れる文化リゾート地区とするため、漁港の整備や駅前地区の再整備等を県・市共同で行うというものであること。現在、この計画の先導的役割を果たす片瀬漁港の整備に向け、建設省や神奈川県等と積極的に取り組んでいるところであると説明した。

二見議員はまた、都市整備に関連して、六会、辻堂、藤沢の三駅の駅前整備計画・事業の進捗状況等を質した。このうち、六会駅西口の整備事業については、上田卓道路部長が説明に立ち、家屋移転の交渉状況を説明するとともに、日本大学も整備事業に伴う道路計画に基本的な理解を示しており、ある程度の用地取得の見通しをつけ平成二年度の工事着手を目標としていることを明らかにした。また、藤沢駅と辻堂駅の整備については小林司計画建築部長が説明に立ち、横浜藤沢線の整備については県事業として積極的に進めるよう要望しており、柄沢工区の八〇〇メートルについては、平成六年度が完成目標であること。辻堂駅前については、用地買収が六三年度に完了の予定で、平成元年秋頃から羽鳥踏切立体化工事に着手し、平成四年春には完了する見込みであり、現在、県およびJRR東日本と協議していることなどを説明した。

予算等特別委員会

予算等特別委員会は、平成元年度予算総額一六一五億円について、審査日程を三月一三日から一七日、二〇日および二二日の七日間と定めて審査に入ったが、消費税関連議案の審査で紛糾したため、さらに、三月二三日、二四日および二七日の三日間延長し、計一〇日間にわたる審査を行った。その後、市長より中央卸売市場業務条例の一部改正、墓園条例および下水道条例の一部改正、市民病院診療費等に関する条例の一部改正について

の三議案に対して議案の訂正が提出され、委員会では本会議において訂正が承認されることを前提に審査を行い、その結果、三月二十九日の本会議で全議案が可決された。

まず、全会計を一括しての人員費および職員定数条例の一部改正ならびに一般職員の給与に関する条例の一部改正については、「本市の場合、職員定数については市民病院などを抱えているため一概にはあてはまるとは思えないが、自治省の定める基準と比べるとどうか」、「市職員の定数から除外されているが、重要な補助職員である嘱託職員の給与の決定方法について聞きたい」などの質疑が行われた。これに対して理事者は「自治省からは、行財政改革のなかで極力職員増を抑えるよう指導はあるが、具体的基準は示されていない。しかし、自治省のモデル定数との比較では、地域差や財政力の差等の問題はあるが、全体的にはほぼ同様な形となっている」

「嘱託職員の賃金は規則に基づき、専門嘱託および一般嘱託については、職務内容、学歴、経験、年齢、免許、資格などを考慮して決めている。また現業、用務嘱託については、用務員職の三八歳採用時の初任給の額としている。なお勧奨退職者については、退職時の給与月額から月額年金相当額を差し引いた額としている」と答弁した。

総務費ならびに平和基金条例の制定、湘南台文化センター条例の制定、藤沢市の休日を守る条例の制定、職員の勤務時間等に関する条例の制定、市民文化センター条例の一部改正については、「本年七月にオープンする湘南台文化センターの開設記念事業の内容は」、「平和基金条例の創設の意義は」などの質問が出された。このうち後者の問題については、「平和都市宣言の趣旨を広く市民の中に浸透させるための平和維持推進事業の財源を、安定的かつ継続的に確保することとしたい。また基金を設けることで市民に向けて平和に対する市の確固たる意思をアピールしていきたい」との答弁がなされた。

環境保全費では、河川のごみ対策として、上流市への働き掛けの問題が取り上げられた。「今回、引地川にも

除じん機が設置されるが、上流市への働き掛けはどうなっているのか」というものである。これに対して理事者は、県が昨年、県内の三七河川における除じん機の必要性、設置場所等が示されたことに触れ、「本市としてはこれらを踏まえて、二河川の水系浄化促進協議会のほか、直接関係自治体と折衝していきたい」と答弁した。

民生費ならびに母子医療費助成条例の制定、在宅ねたきり老人等介護手当条例の制定、愛の輪福祉基金条例の一部改正、重度心身障害者医療費および看護料助成条例及び老人入院見舞金の支給及び看護料の助成に関する条例の一部改正については、「社会福祉セミナーとは、どのような内容か」、「消費税の実施に伴い、市内の低所得者に一時金として支給する臨時福祉特別給付金の周知と処理の方法は」などの質疑が出された。このうち、社会福祉セミナーについては、「福祉活動やボランティア活動を希望している方を三〇人程度公募し、おおむね三カ月に二日、一日二ないし三時間の講座を行う予定である。そのなかで、市の福祉政策の概要や理念などを学習する基礎過程、福祉活動のあり方やサービスの推進方策を研究する研究過程、障害者の介護や老人用の食べ物の調理の方法などを実習する実習課程の三課程を勉強し、最終的に地域のボランティア活動のリーダーとして活躍していただきたいと考えている」との答弁があった。

衛生費関係では、退院後の受け皿として機能回復訓練施設の問題が取り上げられ、「保健センターでの訓練の充実も必要だと思うが、どうか」との質疑があった。また、労働費では、市内の一般企業における障害者の就労状況と、市役所の雇用状況が質されたのに対して、自治体の法定雇用率二パーセントに対して、本市の雇用率は二・九四パーセントに上がっていることが報告された。

農林水産費では、農産物の価格暴落対策として行われている価格安定事業の対象品目を増やしていく考えはないかとの質疑が出され、市としては条件が整い次第、価格安定協会に拡大の申し入れをしたいとの答弁がなされ

た。また、教育費関連では、石名坂温水プールと秋葉台公園の温水プールの休館日の変更についての検討状況が質された。

歳入の審査では、繰越金の問題が取り上げられた。「昭和六三年度は当初予算額を大幅に上回る五五億円余りの繰越金が最終的に計上されている。当初見込みを上回る執行残が見込まれる場合は、年度途中の早い時期に補正をし、事業費に充当していくべきだと思うが、どうか」との質疑が出された。これに対して、「当初見込みを上回る執行残が考えられる場合は、人事院勧告に伴う人件費の増等、年度途中に必要な支出を見極めながら、なるべく早い時期に補正を行っていきたい」との答弁がなされた。

特別会計のうち、市民病院事業会計関連では、消費税の問題が取り上げられた。「四月一日から消費税の導入を実施するとしているが、仮に本市が国の政策に反するような決定をした場合、起債や補助金などに影響がないか」との質疑が出された。これに対しては、「消費税の公共料金への転嫁の問題については、消費税法についての十分な検討が行われなかったという結果として、東京都や大阪府あるいは横浜市、名古屋市などの自治体において執行機関や議決機関でその対応に苦慮している状況である。こういう状況を無視して政府が一方的に自治体に対して制裁措置を加えるのは難しいのではないか」との答弁がなされた。

こうした質疑、答弁を経て、委員会では各会派による討論が行われた。公明党は、消費税関連の七議案に反対、共産党も同様の七議案と市税条例の一部改正に反対し、残りの議案に賛成を表明した。

これに対して、自由同志会、民社クラブ、社会党、市政市民会議、市民党の各会派は要望等を付して全議案に賛成の意向を表明した。採決の結果、二会派が反対を表明した八議案は、挙手多数で、原案のとおり可決すべきものと決定し、他の三三議案は全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定した。

三月二十九日の本会議には、以上のような予算等特別委員会での審議結果が、委員長から報告されると、葉山市長は発言を求め、中央卸売市場業務条例の一部改正（議案第一二八号）、墓園条例及び下水道条例の一部改正（議案第一二九号）、市民病院診療費等に関する条例の一部改正（議案第一三五号）について、次のように議案の訂正を行った。

「ただいま上程された議案（第一二八号、第一二九号、第一三五号）の一部訂正した内容について御説明申し上げます。原案につきましては消費税が施行されましたので、納税義務のある四特別会計につき関係する条例の改正並びに予算案を提案させていただきました。しかしながら、その後、本会議の代表質問での御指摘を踏まえ、いろいろ検討いたしました結果、市民の御理解を得るには三特別会計の実施時期を延期すべきとの判断に至りました。したがって、市の収入となる使用料、手数料に係る消費税につき、原案では施行日を平成元年四月一日としていましたものを、病院診療費などは九月一日に、市場施設使用料及び墓園管理料は一〇月一日に訂正したいと存じます。」

このような市長の訂正提案は承認され、各会派代表による討論が行われ、消費税関連の八議案は起立多数で、他の三三議案は原案のとおり、いずれも可決した。

常任・特別委員会の動き

総務常任委員会は、三月三日および四日に開催され、議案二件、請願一件、陳情五件を審査した。その結果、議案は可決すべきもの、請願は不採択とすべきものと決定し、陳情は三件が結論保留と決定し、二件は結論を得るに至らなかった。審査が二日間に及んだのは、消費税関連の陳情の取り扱いで紛糾したためである。

陳情五件の内訳は、湘南ライフタウンの市境問題関連が二件、消費税関連が三件である。前者のライフタウン関連の二件（湘南ライフタウンやよい自治会地区の藤沢市編入早期実現についての陳情、湘南ライフタウン藤沢地区の茅ヶ崎市への編入反対の陳情）について、市は次のように説明した。

市境問題については、事務レベルでの調整をひきつづき行うとともに、両市長間の話し合いも行った。その結果、問題の解決にあたっては、教育受託の解決を先行させて行い、市境については等積交換を伴わない変形調整案を目標として、今後とも解決に向け努力していきたい。

こうした市側の説明に対して、変形調整案の実現可能性などについての質疑が行われたが、市境問題の解決にあたっては、地域住民の要望に可能な限り沿う意味で、子供の教育問題を切り離して考えたい。そういったことを含め、十分誠意を尽くすことにより、問題解決への道が開けると考えているとの答弁がなされた。また、討論のなかでは、この陳情については趣旨了承としたい気持ちはあるが、藤沢市議会があまり前に出ている、交渉当事者としては動きにくいという部分もある。気持ちとしてそういうことだということを含めて見守りたいと思うので結論保留としたい、との発言があり、これを受けて、全員異議なく結論保留と決定した。

消費税関連では、消費税導入に伴う公共料金の値上げをしないことを求める陳情（陳情六三第三六号）が結論保留に、大幅な所得減税を実施し消費税の凍結を求める陳情（陳情六三第三四号）と消費税の廃止を求める陳情（陳情六三第三五号）は結論を得るに至らなかった。このうち、結論保留となった前者の陳情第三六号は、消費税の導入に伴う公共料金への機械的な転嫁は、市民生活などに悪影響を及ぼすため、今回予定されている値上げについては見直してほしいというものであった。

委員会の討論では、後者の二件の陳情第三四号・第三五号について、自由同志会は趣旨不了承を、社会党と公

明党は賛成を、共産党は第三五号を趣旨了承、第三四号に賛成を、民社クラブは結論保留を、市政市民会議は結論保留を主張した。挙手による採決の結果は、趣旨了承・趣旨不了承・結論保留のいずれも過半数に達せず、結論を得るに至らなかった。

陳情第三六号については、趣旨了承と結論保留に分かれた。保留の理由は、上程されている平成元年度予算の内容を十分審議した上でないと判断がつかないので、ただいまの段階では結論を保留にしたいというものであった。挙手による採決の結果、挙手多数により結論保留と決定した。

文教常任委員会は、閉会中の二月一三日および定例会中の三月二日に開催された。閉会中の委員会では、野外体験施設の新しい候補地である長野県南牧村の現地視察を行った結果を踏まえ意見の取りまとめを行った。また、「その他」として、藤沢市児童の放課後における生活実態調査の概要ならびに茅ヶ崎市学校教育事務委託について教育委員会から説明があり、ひきつづき審査を行った。一方、定例会中の委員会では、陳情八件を審査し、その結果、七件が結論保留、一件が取り下げ承認と決定した。

野外体験施設については、立地の見直しを求めて、予算が「凍結」されていたものであった。一二月の委員会では新たな候補地については、慎重に検討したうえで結論を出したいとの意見もあり、南牧村に決定するまでには至らなかった。今回の委員会では、その後の検討結果を踏まえて、学校教育施設としてのみならず、広く一般市民が通年利用できる施設とし、その内容、あるいは環境などに十分配慮し、計画を立てるよう意見を付して委員会は新候補地を了承することとなった。

民生常任委員会は、閉会中の二月一〇日と、定例会中の三月一日に開催された。二月一〇日の委員会では、二月定例会で経過説明を受けた江の島の岩屋洞窟再開事業の現地の状況を視察した。さらに三月一日には、議案



再開計画が策定された江の島岩屋窟

三件、請願二件、陳情三件を審査した。その結果、議案は可決すべきもの、請願は採択すべきもの、陳情は一件が趣旨了承、一件が結論保留、一件が取り下げ承認と決定した。また、「その他」として、火葬場施設整備事業の概要についての説明を受けた。採択すべきものと決定したのは、現行公的年金の制度維持等を求める請願と労働時間短縮の促進に関する請願であった。後者の時間短縮に関する請願については、趣旨は十分理解するが、隔週土曜閉庁の問題などもあわせ、もう少し検討を要すると考えるので、継続審査したいとの意見も出されたが、挙手による採決の結果、採択すべきものと決定した。

建設常任委員会は、二月二八日に開催され、議案八件、陳情一二件を審査した。その結果、議案は可決すべきもの、陳情は一件が趣旨了承、七件が結論保留、三件が趣旨不了承、一件が取り下げ承認と決定した。このうち、趣旨了承となったのが、公園設置についての陳情である。これは、利用者の少ない秩父公園を廃止し、近くの神奈川県有地に公園を設置してほしいというもので、前回の委員会では結論保留となっていた。その後、陳情者から秩父公園は廃止せず、市民が利用しやすい施設にしてほしいとする陳情書の一部訂正が提出され、委員会において承認されたものである。

常任委員会のほか、特別委員会も開催された。健康と文化の森特別委員会は、閉会中の一月一八日に開催され、現地視察を行ったのち、健康と文化の森の進捗状況と今後の進め方についての審査を行った。また、災害・

公害対策特別委員会は、閉会中の一月二〇日に開催され、厚木基地で行われた米空母ミッドウェーの艦載機による夜間連続離着陸訓練を視察した。また、当日は、大和市スポーツセンターの屋上および厚木基地南側において航空機騒音の現状を数時間にわたり視察した。

藤沢市議会史編さん基本方針

一 目 的

藤沢市議会史は、先に藤沢市制施行三〇周年を記念して昭和四五年一〇月一日を目標に、明治以降における藤沢地域の歴史を背景とした昭和四三年までの藤沢市政並びに市議会の事績をまとめ、昭和四五年一〇月に資料編、同四七年一〇月に記述編を発刊した。この間、編さんに五年にわたる期間を要した。

このたび、市制施行五〇周年の昭和六五年を目標に、この市議会史の続編をここに編さんする。今回の議会史は、

- ① わかり易く、親しみ易いものとする。
- ② 今後の議会運営の参考となるものとする。
- ③ 市議会の主体性をもって編さんする。
- ④ 市民・市政・市議会の動きを分析し、生き生きとした記述にまとめる。

このことを基本として、最近二〇年間の市政並びに市議会の事績を明らかにする。

二 構 成

- (一) 市議会史は、記述編・資料編・年表をもって構成する。
- (二) 対象とする期間は、昭和四四年から六四年までの二〇年間とする。
- (三) 各編の内容は次のとおりとする。

◎記述編

市議会をとりまく、さまざまな状況を十分に加味し、資料に基づき事績を詳しく記述する。

◎資料編

市議会の活動（議決結果、予算・決算の概要、請願、陳情、意見書、決議、要望書、一般質問、緊急質問、代表質問等）、議会の組織と運営、選挙、市議会の例規、名簿、主要統計をもって構成し、利用し易いよう編集する。

◎年表

市議会の活動を中心として、本市行政の動き、湘南地域・県内及び国内の動きも加え、利用し易く読み易いよう編集する。

三 編さん組織

- (一) 市議会議員によって構成する編さん委員会を設置する。
- (二) 藤沢市政また地方自治一般に関して深い学識を有する者に執筆を依頼し、これら関係者によって構成する編集委員会を設置する。
- (三) 編さん事務に従事する職員をもって編さん室を設置する。

藤沢市議会史編さん要綱

制定 昭和六十二年五月二十二日議会告示第一号

(趣 旨)

第一条 この要綱は、藤沢市議会史（以下「市議会史」という。）の編さんについて、必要な事項を定めるものとする。

(基本方針)

第二条 市議会史は、昭和四十四年四月から昭和六十四年三月までの市議会の活動を中心として、市議会と市行政さらに市民との関係を公正かつ的確にとらえ、読みやすく親しみやすい市議会史を編さんする。

(編さん委員会の設置)

第三条 市議会史の編さんに関する基本的な事項を審議するため、藤沢市議会史編さん委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(委 員)

第四条 委員会の委員には、正・副議長及び議員十一名をもってあてる。

(正・副委員長)

第五条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長、副委員長の選出は、委員の互選による。

3 委員長は、会議を総務する。

4 副委員長は、委員長を補佐し委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第六条 委員の任期は一年とし、第四条に定める委員の身分に異動を生じた場合は、後任者が新たに就任するものとする。

(編集委員)

第七条 市議会史の執筆にあたる編集委員は、委員会に諮って定める。

(委任)

第八条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は委員長が委員に諮って定める。

付 則

この要綱は、公表の日から施行する。

藤沢市議会史編集委員会設置規程

制定 昭和六十三年四月一日

改正 昭和六十三年六月七日

(設 置)

第一条 藤沢市議会史(以下「市議会史」という。)の編集作業を円滑かつ効果的に行うため、藤沢市議会史編集委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(任 務)

第二条 委員会は、藤沢市議会史の編集に関する重要事項の審議及び調整・連絡を行う。

(構 成)

第三条 委員会は、次に掲げる者をもって構成する。

(一) 市議会史監修者

(二) 市議会史執筆者

(三) 市議会史編さん室参与

四 市議会事務局長

(昭和六十三年六月 一部改正)

(組織及び運営)

第四条 委員会は、次の職をもって組織する。

(一) 委員長

(二) 委員長代理（必要に応じて置くものとする。）

(三) 幹事

2 委員会は、委員長が招集する。

3 委員会は、原則として月一回開催する。

（事務局）

第五条 委員会の事務局を議事課に置く。

付 則

この規則は、昭和六十三年四月一日から施行する。

付 則（昭和六十三年六月 一部改正）

この規程は、昭和六十三年六月七日から施行する。

あとがき

昭和六一年三月に策定された新総合計画第二次基本計画は、この期間中に迎える市制施行五〇周年を記念して第二次の市議会史編さんを決定しました。昭和六二年四月に編さん事業のスタートが切られ、平成元年三月に資料編、翌二年三月に年表が発刊され、今回の記述編発刊をもって、編さん事業はすべて完了しました。

この記述編発刊につきましては、監修者・執筆担当等の編集委員が文字どおり中心となって、その推進を図ってまいりました。この間、議会事務局（議会史編さん室）は万全のバックアップ体制をとって側面から努力してまいりました。実質上三年余という極めてハードなスケジュールのなかで、二〇年間の市議会の活動を一〇〇〇頁余に凝縮する作業は大変困難でありましたが、これら関係者各位のご努力によって、議員はもちろんのこと、市民の皆さんにも充分にお役に立つ議会史が出来たと自負いたしております。

ここに資料編、年表につぐ、記述編の編さんにあたってご協力いただきました関係者の皆様に対して、心からの感謝を申し上げます。

なお、今回の編さん事業の経過については、別途に議会史資料として編集・刊行をいたしましたことを申し上げます。

平成三年九月

藤沢市議会事務局

市議会史編さん委員会

昭和六二年度

委員長 黒江 貞子
副委員長 落合 四郎
委員 関根 久男
委員 桑原 正一
委員 木村 榮子
委員 内田 松男
委員 滝沢 茂男
委員 増井 秀夫
委員 山本 捷雄
委員 内田(議長)末吉
委員 岸本(副議長)英夫
委員 平沢 信雄
委員 平本 昇策

昭和六三年度

委員長 五十嵐紀子
副委員長 宮治 政弘
委員 関根 久男
委員 桑原 正一
委員 長田 良彦
委員 西尾まつ枝
委員 小川竹次郎
委員 清水 勝人
委員 落合 四郎
委員 山本 捷雄
委員 高山(議長)年正
委員 内田(副議長)末吉
委員 平本 昇策

平成元年度

委員長 山口 敏夫
副委員長 鈴木 恒夫
委員 関根 久男
委員 桑原 正一
委員 井上 好明
委員 小川竹次郎(副議長)
委員 長谷川忠勤
委員 二見 友久
委員 中山 五福
委員 加藤 章二
委員 村上 梯介
委員 山本 捷雄
委員 桜井(議長)正平

平成二年度

委員長 日原 通晴
副委員長 井上正一郎
委員 関根 久男
委員 桑原 正一
委員 栗原 義夫
委員 吉田 信行
委員 鈴木 明夫
委員 関根宗四郎
委員 瀬川 進
委員 黒江 貞子(副議長)
委員 矢島 豊海
委員 内田 末吉
委員 平沢(議長)信雄

編集関係者

編集委員

高木 鉦作 国学院大学法学部教授(監修者)

天川 晃 横浜国立大学大学院 国際経済法学研究科教授(監修者)

岡田 彰 法政大学社会学部講師

辻 隆夫 早稲田大学社会科学部助教授

高野 和基 神奈川工科大学講師

小原 隆治 成蹊大学法学部講師

議会事務局

窪島 義公 事務局 長 石田 章洋 参事兼庶務課長

永井 洋一 庶務担当書記

藤島 幸子 庶務担当書記 小田 孝良 庶務課課長補佐

宮村 毅 議事課 長

福島 弘人 議事課課長補佐 飯田 恭子 庶務担当書記

澤部 茂 議事担当書記

廣野 賢二 記録担当主査 須山 瑞洋 議事担当主査

館野 邦行 調査担当主査

高橋 建二 調査担当主査 渡邊 伸二 記録担当書記

宮沢 義之 調査担当書記

杉並 達也 事務局 長 黒岩 博巳 調査担当書記

塩谷 康次 庶務担当主査

古谷 敏光 議事担当書記 押尾 英明 議事課 長

青木 明彦 調査担当書記

議会史編さん室

湯山 學 参 与

江崎 泰子 編集補助員

鴨志田 智 編集補助員

嶋村 利子 編集補助員

与

(平成二年六月まで)

(平成三年三月まで)

十(平成三年三月まで)

藤沢市議会史 記述編

発行日 平成三年九月二〇日

編集
行集 藤沢市議会

藤沢市朝日町一番地の一

印刷 第一法規出版株式会社

東京都港区南青山二―二―一七